

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）募集要項に対する質問への回答（3回目）

※一部回答の差替あり

令和2年4月20日

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
1	1	1	1	3						募集要項等	実施方針に対する質問への回答を含まないとあるため、同様の内容を確認したい場合は、再質問するとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
2	1	1	3							募集要項等	募集要項等には、実施方針に対する質問への回答を含まない、との記載がございますが、募集要項等にて記載のない、実施方針に対する質問への回答は有効であるという理解であっておりますでしょうか。	募集要項に記載のとおりです。
3	2	1	1	3						募集要項等	⑥関連資料集、⑨参考資料集は、あずさ監査法人より別途貸与いただいた貸与資料一覧ですべて網羅されているという理解でよろしいでしょうか。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
4	2	1	3							募集要項等	「優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料集に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。」とありますが、関心表明者に対して提供されている個別資料はこれに含まれるという理解でよろしいでしょうか。 全ての提案者が同じ情報を持っていることを確認するために、関心表明者に対して提供された資料リストを開示いただけますでしょうか。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
5	2	1	3							募集要項等	「募集要項等と宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針（令和元年12月24日公表。以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。」とありますが、実施方針及び実施方針に対する質問への回答について相違がないものについては、契約関係当事者を拘束するものという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおりです。
6	2	1	3							募集要項等	「⑧宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）様式集及び記載要領」の配布時期及び配布方法をご教示ください。 また、「様式集及び記載要領」の内容に対して疑義が生じた場合、追加の質問が可能との認識でよろしいでしょうか？	前段について、後日電磁的方法（いわゆるバーチャルデータルーム）等を通じて開示します。 後段について、ご理解のとおりです。
7	2	1	3							補足資料	3月13日以前に公表された資料に対する質疑回答などは、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束する補足資料に当てはまらないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	2	1	3							募集要項等	「（前略）①から⑥までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料集に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする」とあります。 契約関係当事者を拘束するものである関係資料集及び補足資料（参考資料集を除く）の目録についてご開示頂けますでしょうか。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
9	2	1	3							募集要項等	募集要項、契約書類、要求水準書等の中で齟齬があった場合の優先順位をご教示ください。	実施契約書（案）をご確認ください。
10	2	1	3							募集要項等	「なお、募集要項等と宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針（令和元年12月24日公表。以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先する」とありますが、「実施方針の質問に関する回答」を除外したい理由をご教示ください（実施契約上の「募集要項等」においても対象外となっています）。	公募の条件としてご理解ください。
11	4	2	1	2						事業の背景・目的	「民間事業者における新技術の開発・導入、創意工夫」とありますが、B-DASHやJS等の認定技術や、JISやJS基準等の公的基準に捕らわれることなく改築・修繕を実施し、事業終了時にも前述の内容で整備した施設をそのまま引き渡すという考えでよろしいでしょうか。	要求水準書（案）をご確認ください。
12	4	2	1	3	2)					性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し	不断の見直し時期については、事業者の自由と判断しておりますが、見直した後、県への確認プロセスは不要と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）をご確認ください。
13	4	2	1	3	3)					責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行	情報公開・説明義務の履行期間は事業開始から運営権終了時までと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）及び実施契約書（案）をご確認ください。
14	4	2	1	3	4)					地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献	地域や地元とは、宮城県の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	4	2	1	3	4)					地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献	地域人材の雇用に関し、運転管理業務に現在従事されている方々の運営権者での雇用について、貴県のご支援があると円滑化できると考えます。ご配慮のほどお願いします。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
16	6	2	1	4	1)					法令	準拠する法令に「警備業法」の記載がありますが、本法令に抵触する業務はないと想定していますが、抵触する業務がある場合は具体的に教示ください。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
17	7	2	1	5	1)					運営権の設定	運営権の対象は浄水場・処理場に限定されながらも業務上は管路について含まれているため、当該費用は利用料金に含まれているという理解で宜しいでしょうか。	運営権の設定対象となる場内配管の維持管理業務に要する費用は利用料金に含まれます。
18	7	2	1	5	1)					運営権の設定	注釈4に記載されている「場外等の管路」の場外等の定義についてご教示頂ければ幸いです。	開示資料をご確認ください。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
19	7	2	1	5	1)					運営権の設定	場外、場内を問わず、いかなる管路も運営権設定対象外との理解で宜しいでしょうか。	場内配管については運営権設定対象施設に該当します。
20	7	2	1	5	1)					運営権の設定	表1に記載される「浄水施設」には、浄水場内の排水処理施設は含まれるのでしょうか。	含みます。
21	7	2	1	5	1)					運営権の設定	9個別事業のそれぞれについて、運営権の設定対象から除外されている事業用資産として「管路等」が規定されているところ、「管路等」(募集要項脚注4に定義される。)が行政財産(地方自治法第238条第4項)に分類される県の公有財産であるとの理解が正しいことを前提とした場合、運営権者が利用料金(募集要項18頁2.1.12-1)に定義される。「水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金、並びに流域下水道事業における維持管理負担金」を自己の収入として収受するのに必要な公共施設等運営権その他の法的権原に不備ないし瑕疵はないという理解でよろしいでしょうか。	利用料金の収受に関して法的権原の不備はないと考えていますが、懸念されている不備又は瑕疵の内容を具体的に示して再度ご質問ください。
22	7	2	1	5	1)					運営権の設定	9個別事業のそれぞれについて、「管路等」が運営権設定対象となる事業用資産から除外されている理由をご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。
23	7	2	1	5	1)					運営権の設定	仙台北部工業用水道事業について、「門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟」が運営権設定対象となる事業用資産から除外されている理由をご教示ください。	各施設は、水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業との共用施設であり、同一施設に運営権が二重に設定されることとならないようにするため、大崎広域水道用水供給事業に係る運営権の対象とする一方で、仙台北部工業用水道事業に係る運営権の対象からは除外しています。
24	7	2	1	5	1)					運営権の設定	仙台北部工業用水道事業について、運営権の設定対象から除外されている事業用資産として「門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟」が規定されているところ、①「門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟」は大崎広域水道用水供給事業との共有部であり、大崎広域水道用水供給事業の設定する運営権に含まれており、かつ、②「門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟」が行政財産(地方自治法第238条第4項)に分類される県の公有財産であるとの理解が正しいことを前提とした場合、運営権者が仙台北部工業用水道事業に係る利用料金(募集要項18頁2.1.12-1)に定義される。「工業用水道事業における料金」を自己の収入として収受するのに必要な公共施設等運営権その他の法的権原に不備ないし瑕疵はないという理解でよろしいでしょうか。	利用料金の収受に関して法的権原の不備はないと考えていますが、懸念されている不備又は瑕疵の内容を具体的に示して再度ご質問ください。
25	7	2	1	5	1)					運営権の設定	鳴瀬川流域下水道事業について、「鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車庫」が運営権設定対象となる事業用資産から除外されている理由をご教示ください。	鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車庫は、県が単独で所有する財産ではなく、県と加美町との共有財産であるため、運営権設定対象施設から除外しています。
26	7	2	1	5	1)					運営権の設定	鳴瀬川流域下水道事業について、運営権の設定対象から除外されている事業用資産として「鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車庫」が規定されているところ、「鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車庫」が行政財産(地方自治法第238条第4項)に分類される県の公有財産であるとの理解が正しいことを前提とした場合、鳴瀬川流域下水道事業に係る利用料金(募集要項18頁2.1.12-1)に定義される。「流域下水道事業における維持管理負担金」を自己の収入として収受するのに必要な公共施設等運営権その他の法的権原に不備ないし瑕疵はないという理解でよろしいでしょうか。	利用料金の収受に関して法的権原の不備はないと考えていますが、懸念されている不備又は瑕疵の内容を具体的に示して再度ご質問ください。
27	7	2	1	5	1)					表1 設定する運営権	場外等の管路の場外の区別を識別できる資料をご教示願います。	第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
28	7	2	1	5	1)					表1 設定する運営権	水道用水供給事業および流域下水道事業における管路等の注釈はございますが、工業用水道施設については水道用水供給事業に準ずるという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
29	7	2	1	5	1)					表1 設定する運営権	管路等に付属する施設として電気防食設備がありますが、これも県の所管であり、運営権設定対象施設から除外されるとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
30	8	2	1	5	1)					移動式脱水車庫の維持管理	運営権設定対象施設ではない「鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車庫」について、2月21日付の実施方針に関する質問回答では、「県と使用自治体の契約を承継し、運営権者が保安・維持管理を行うこと」となっております。この点について、募集要項に明記していただけますでしょうか。	募集要項2.1.5の表に記載のとおり、鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車庫は運営権設定対象施設に含まれておらず、運営権者に鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車庫の保安・維持管理の義務はございません。
31	9	2	1	6						運営権設定対象施設	運営権毎に9つの立地を記載してあり、すべて『(管路等を除く)』とあります。実施方針に対する質問への回答では『「管路等を除く」部分における原因による異常として運営権者の責がないか』の確認については、『要求水準書(案)を確認』となっております。図面等で範囲指定して示して頂くことは可能でしょうか。	第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
32	9	2	1	6						運営権設定対象施設	各事業に対し、「管路等を除く」と記載されていますが、設定の対象外となる管路と施設の分界点について各機場についてご提示をお願いします。	第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
33	9	2	1	6						運営権設定対象施設	事業計画検討およびリスク算定のため、随時、最新の情報(機器リスト、台帳、既存業務の発注仕様、維持管理履歴等)の開示、現地調査およびヒアリング等の機会付与をお願いします。 また、応募者によって情報入手機会の差異(不平等)が生じないよう、ご配慮をお願いします。	5月に開示予定の開示資料及び第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
34	9	2	1	7						本事業等の業務内容	要求水準書について、現在公開されているものは「要求水準書(案)」となりますが、(案)のとれた要求水準書はいつ公開されるかご教示願います。	募集要項をご確認ください。
35	9	2	7	1						本事業等の業務内容	本事業において、例えば創エネルギーおよび省エネルギー施設整備などを対象とする補助金制度を利用することは可能でしょうか。補助金の想定例としては環境省の上下水道システムにおける省CO2推進事業(過去)が挙げられます。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
36	9	2	7	1						本事業等の業務内容	本事業において、例えば創エネルギーおよび省エネルギー施設整備などを対象とする補助金制度を利用できる場合、公共仕様でなければならないか、或いは民間仕様で問題ないかの条件により事業採算性に大きく影響致します。ご教示お願いいたします。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
37	10	2	1	7	1)	①				経営に関する業務	経営に関する業務について、本業務を実施する上で望ましいと考える職制等ありましたらご教示願います。	応募者にてご判断ください。
38	10	2	1	7	1)	①				経営に関する業務	技術管理を実施する者の職制は実績などについては事業者側の自由と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	10	2	1	7	1)	②	A)	a)	ア)	運転管理業務	運営権設定対象施設における水質試験において「水道法第20条に基づく水質検査」以外について、再委託も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	10	2	1	7	1)	②	A)	a)	ア)	運転管理業務	「受水市町村との調整・対応」および「河川・ダム管理者との調整」とありますが、具体的にどのような業務がありますでしょうか。	要求水準書（案）をご確認ください。
41	10	2	1	7	1)	②	A)	a)	ア)	運転管理業務	水道法第20条に基づく水質検査は県が実施するとありますが、運営権者が行う作業は採水のために必要な施設の開錠・施錠等への協力にとどまり、採水は県が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	10	2	1	7	1)	②	A)	a)	ア)	運転管理業務	脚注13において「浄水発生土の売却収益は運営権者に帰属する。」とありますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める排出事業者等は、運営権者となるということで所管部局との間で確認がなされているという理解でよろしいでしょうか。その場合、運営権者は汚泥を自ら処理するため、廃棄物処理施設技術管理者を設置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	運営権者は排出事業者となります。後段については、第二次審査における競争的対話でご確認ください。
43	10	2	1	7	1)					業務内容	実施方針（3/11改訂版）では委託禁止業務について脚柱11で定義がなされていますが、本募集要項ではその定義がなされておられません。募集要項で記載された「委託禁止業務として定められた業務」とは実施方針の記載業務と同じ解釈で宜しいでしょうか。実施方針回答で類似質問（No.29、46）がありますが、要求水準書（案）に記載される委託禁止業務を指しているという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に定める委託禁止業務を指しています。
44	10	2	1	7						本事業等の業務内容	『委託禁止業務』は、要求水準書（案）11頁2.2.4委託等に関する事項に記載の業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	11	2	1	7	1)	②	A)	a)	ウ)	修繕業務	運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築付帯設備を含む）の修繕において、耐用年数の延伸が期待できる工法等を採用した場合の取扱いについてご教示下さい。	募集要項別紙1をご確認ください。
46	11	2	1	7	1)	②	B)	a)	ア)	運転管理業務	「河川・ダム管理者との調整」とありますが、具体的にどのような業務がありますでしょうか。	要求水準書（案）をご確認ください。
47	11	2	1	7	1)	②	B)	a)	ア)	運転管理業務	工業用水道事業の保守点検業務に土木構造物及び建築物の保守点検が含まれています。どこまでの範囲かご教示ください。	開示資料をご確認ください。
48	11	2	1	7	1)	②	B)			建築付帯設備の定義	建築付帯設備とは、県発表の更新計画に記載がある建築付帯機械電気設備という理解でよろしいでしょうか。	開示資料をご確認ください。
49	11	2	1	7	1)	A)	a)	ウ)		水道用水供給事業 修繕業務	運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築付帯設備を含む）の修繕の場所、箇所、内容については、提案の前に明らかにしていただけるのでしょうか？	開示資料をご確認ください。
50	11	2	1	7	1)	A)	b)			水道用水供給事業 改築業務	運営権設定対象施設における建築付帯設備をの改築の場所、箇所、内容については、提案の前に明らかにしていただけるのでしょうか？	開示資料をご確認ください。
51	11	2	1	7	1)	B)	a)	ウ)		工業用水道事業 修繕業務	運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築付帯設備を含む）の修繕の場所、箇所、内容については、提案の前に明らかにしていただけるのでしょうか？	開示資料をご確認ください。
52	11	2	1	7	1)	B)	b)			工業用水道事業 改築業務	運営権設定対象施設における建築付帯設備をの改築の場所、箇所、内容については、提案の前に明らかにしていただけるのでしょうか？	開示資料をご確認ください。
53	12	2	1	7	1)	②	C)	a)	ア)	運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務	脚注17に、「仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡」とありますが、消化ガス発生設備はどこからどこまでが運営権対象施設でしょうか。また、消化ガスの生成は義務事業でしょうか。併せ、発生した消化ガスの保管、県への引き渡し方法、およびそれぞれの責任分担についてご教示ください。	要求水準書（案）及び第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
54	12	2	1	7	1)	②	C)	a)	ア)	運転管理業務	「河川・海岸管理者との調整」とありますが、具体的にどのような業務がありますでしょうか。	取水量や排水量に関わる調整です。
55	12	2	1	7	1)	②	C)	a)	ア)	消化ガスの無償譲渡	仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡するものとする。との記載がありますが、消化ガス発電におけるガス量を供給したうえで、焼却炉等で使用する消化ガスは事業者が無償で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、消化ガス発電への供給量については第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
56	12	2	1	7	1)	②	C)	a)	ア)	消化ガスの無償譲渡	仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡するものとする。との記載がありますが、消化ガス発電におけるガス量を供給したうえで、事業者の工夫により増加できた消化ガスは事業者が無償で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	12	2	1	7	1)	②	C)	a)	ア)	消化ガスの無償譲渡	阿武隈下流川流域下水道事業において発生した消化ガスは、事業者が自由に使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	12	2	1	7	1)	②	C)	a)	ア)	運転管理業務（汚泥の適正処理）	脚注17に「運営権者は、仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡するものとする」とありますが、質および量については運営権者は何ら義務を負わないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）をご確認ください。
59	12	2	1	7	1)	②	C)	b)		改築業務	「運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築（汚泥消化タンク等の内部防食を含む）」とありますが、「汚泥消化タンク等の内部防食」は、土木工事とともに実施されるべき内容と思われるため、機械・電気設備等の改築の対象外ではないでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
60	12	2	1	7	1)	②	C)	b)		改築業務	「（汚泥消化タンク等の内部防食を含む）」とありますが、消化タンク以外のどこまでが対象となるでしょうか？	開示資料をご確認ください。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
61	12	2	1	7	1)	②	C)	b)		改築業務	土木構造物および建築物(建築附帯設備を含む) 改築については、県が事後保全として改築を行うとの理解でよろしいでしょうか。 例)蓋類や足掛け金物などの土木付帯設備、屋根防水塗装や建具(電動シャッター、搬入扉)などの建築附帯設備	募集要項をご確認ください。
62	12	2	1	7	1)	②	C)	b)		改築業務	会計検査への協力とは、事業期間内の理解でよろしいでしょうか。	会計検査院が実施することから、期間は明示できませんが、事業期間終了後2年程度を想定しています。
63	12	2	1	7	1)	②	C)	b)		改築業務	消化タンクの内部防食を含むとありますが、県計画の根拠をご提示願います。各系統消化槽の改築は数千万円/件ですので、改築する機器の撤去更新費に加え内部残渣の浚渫および防食補修を行うには不十分と考えられます。	公募の条件としてご理解ください。
64	12	2	1	7	1)	③				運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務	「工業用水道事業における使用水量の測定義務」とありますが、使用水量の測定装置(流量計)の設置場所、当該装置の精度や維持管理の責任分担についてご教示ください。	工業用水供給規程等及び第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
65	12	2	1	7	1)	③				運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務	脚注18において、「運営権設定対象施設以外で、県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については、県が行うものとする」とありますが、県・第三者・運営権者間の関係は法的にどのように整理されるのか、また、3者間の権利義務関係について、それぞれ具体的な内容をご教示ください。	工業用水道事業における、ユーザーの私有地への立入りを伴う使用水量の測定業務は、県が規定する工業用水供給規程に基づいて実施することを想定しています。県は、運営権者が当該業務を実施できるよう、工業用水供給規程の維持及び必要な調整を行います。
66	12	2	1	7	1)	C)	a)	ウ)		流域下水道事業 修繕業務	運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築付帯設備を含む)の修繕の場所、箇所、内容については、提案の前に明していただけるのでしょうか?	開示資料をご確認ください。
67	12	2	1	7	1)	C)	b)			流域下水道事業 修繕業務	運営権設定対象施設における建築付帯設備の修繕の場所、箇所、内容については、提案の前に明していただけるのでしょうか?	開示資料をご確認ください。
68	13	1	2	1	7	1)	⑥	A)		本事業等の業務内容	研究機関などの要請に応じた試験研究などへの協力とあり、その注釈22番に「運営権者に追加の負担を求めるものではない。」とある一方で、17頁注釈31番に「(前略)大学等を対象した無償協力も想定される。」といった場合は運営権者負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	13	1	2	1	7	1)	⑥	B)		本事業等の業務内容	県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務とありますが、施設の具体的内容をご教示下さい。	第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
70	13	2	1	7	1)	④				本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に関する業務	本事業用地及び運営権設定対象施設等の環境保全とありますが、事業開始後に判明した保全対策が必要な事項で事業開始前の影響によるもの、もしくは法律・条令等の変更に伴い新たに発生する保全対策費用は県の負担と考えて良いでしょうか。	前段について、実施契約書(案)をご確認ください。法律・条令等の変更に伴い新たに発生する保全対策費用がある場合は、運営権者収受額の定期改定・臨時改定の対象となります。
71	13	2	1	7	1)	⑤				土地、建築物及び工作物等貸付業務	県または県が指定する者との契約は、運営権者と契約書を交わすという理解でよろしいでしょうか。また、貸与資料に明記された対象箇所につきまして、有償か無償かの区別を明確にご教示願います。また、有償での土地貸付業務においては、その契約金額はどのように決定されるのでしょうか。	一文目について、ご理解のとおりです。二文目については、5月に開示予定の開示資料をご確認ください。三文目については、第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
72	13	2	1	7	1)	⑤				土地、建物及び工作物貸付業務	土地、建物及び工作物貸付業務とありますが、運営権者の事業遂行が優先されると考えます。任意事業や改築更新工事に要する用地は運営権者にて確保できるものと理解します。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
73	13	2	1	7	1)	⑥	A)			水道用水供給事業	本事業開始までに県が設置する水質計測機器(受水施設の残塩測定計測機器等)について設置箇所をご教示願います。	開示資料をご確認ください。
74	13	2	1	7	1)	⑥	A)			関連業務 水道用水供給事業	県の要請に応じた水質計測機器とあり、本機器は本事業開始部までに県が設置すると付記されていますが、手続き上、運営開始までに設置できないとしても県の負担にて設置されと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	13	2	1	7	1)	⑥	A)			関連業務 水道用水供給事業	本事業開始日までに県が設置する予定の水質計測機器の情報(詳細)についてご開示ください。	第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
76	13	2	1	7	1)	⑥	A)			関連業務 水道用水供給事業 (研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力)	脚注22において、「運営権者に追加の費用負担を求めるものではない」とありますが、試験研究等への協力の結果、設備損傷等により事業に悪影響が出た場合、当該研究機関等に対して損害賠償を請求することは可能という理解でよろしいでしょうか。また、このように事業に悪影響が出るおそれのある試験研究等への協力は、都度、個別にご相談させていただくことは可能という理解でよろしいでしょうか。	開示資料及び第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
77	13	2	1	7	1)	⑥	A)			関連業務 水道用水供給事業 (研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力)	脚注22において、「運営権者に追加の費用負担を求めるものではない」とある一方、募集要項p17の脚注31では「ただし、研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される」とあり、実質的には運営権者が費用負担する場合も想定され、表記としては不明瞭です。「関連業務」の費用負担について、詳細にご教示ください。	実施契約書(案)をご確認ください。
78	13	2	1	7	1)	⑥	A)			関連業務 水道用水供給事業 (研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力)	脚注22における試験研究等への協力においては、事業への影響を考慮し、実施の際には貴県の承諾の上で、依頼者と費用およびリスク分担を規程した契約を結ぶことが望ましいという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)をご確認ください。
79	13	2	1	7	1)	⑥	B)			関連業務(工業用水道事業)	工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事について、現時点での貴県に対する使用者からの要請の有無、そして有の場合はその内容についてご教示ください。	現時点での工業用水使用者からの要請はありません。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
80	13	2	1	7	1)	⑥	B)			工業用水道事業	工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事、維持管理業務について、県の関与（工事制限、完工保証等）はありますでしょうか。	県が関与することは想定していません。
81	13	2	1	7	1)	⑥	B)			工業用水道事業	工業用水道事業の関連業務の3つ目には、『要請に応じた』の記載がありませんが、これはどのような手続きで実施するのでしょうか。	要求水準書（案）をご確認ください。 なお、詳細は第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
82	13	2	1	7	1)	⑥	C)			流域下水道事業	流域下水道事業における関連業務のうち、「県の要請に応じた大雨時洪水対応」とは、2020年3月に貸与された資料「大雨時における洪水対応マニュアル」に記載された内容との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）をご確認ください。
83	13	2	1	7	1)	⑥	C)			流域下水道事業	関連業務の流域下水道事業に「県の要請に応じた大雨及び地震発生時等の一部の管路の点検調査」とありますが、どのような内容の点検をどのような頻度で行う想定かご教示ください。	開示資料をご確認ください。 なお、詳細は第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
84	13	2	1	7	1)	⑥				関連業務	それぞれの業務について「要請に応じた」との記載がある一方、想定される具体的な内容については、実施方針への質問回答にて、競争的対話等での確認事項とありましたが、内容の開示自体は競争的対話の開始前にあり、詳細確認は実際の対話の場で行うという理解でよろしいでしょうか。対話期間の後半まで内容が開示されない事態は、事業計画立案上避けて頂きたい存じます。	開示資料をご確認ください。
85	13	2	1	7	1)	⑥				関連業務	注22「運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。」が、関連業務全てにかかっているのではなく、一部の業務のみにかかっているように読み取れます。一方で、実施方針への質問回答内容を踏まえると、関連業務の費用については、原則として全て要請者が負担するとの理解です。注記がかかっていない業務も含め、「要請者による負担」との理解で宜しいでしょうか。	注22は「研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力」のみを対象としたものです。 それ以外の関連業務については、それぞれ個別契約により契約相手方から費用を徴収することになります。
86	13	2	1	7	1)	⑥				関連業務	関連業務に関する費用については、別途精算することですが、運営権者が一旦支払った上で要請者から運営権者への支払いがなされるのか、それとも業務は運営権者が行い、支払いは要請者が直接行うのかを想定されていますでしょうか。	要求水準書（案）をご確認ください。
87	13	2	1	7	1)	⑥				関連業務	関連業務については、要請者と運営権者とで、業務内容、費用、リスク分担等の協議を行い、条件が整えば両方で契約を行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、予定または想定されている業務内容があれば、適宜開示をお願いします。	要求水準書（案）及び開示資料をご確認ください。
88	13	2	1	7	1)	⑥				関連業務	『県の要請』の要請とはどのような手続きで行われるのか。その手続きをご教示ください。	県が運営権者に業務を発注し、個別に契約を締結することを想定しています。
89	13	2	1	7	1)	⑥				関連業務	関連業務については、当該業務の要請者が運営権者に費用を支払うため、応募者の運営権者提案額には含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	13	2	1	7	2)					付帯事業	「提案は必須ではなく」とありますが、提案の有無により恣意的な評価がなされないよう、提案した場合の評価基準や評価全体の中での重み付けを明確にしたいかがでしょうか。あるいは、付帯事業個別での評価はせず、事業全体への効果等で評価するお考えでしょうか。	付帯事業について個別の評価は行いません。義務事業と合わせての評価になります。
91	13	2	1	7	2)					付帯事業、任意事業	付帯事業と任意事業の線引きはどのように考えたらよろしいでしょうか。両者ともに収益事業を要件にしており、『水処理・汚泥処理技術を効率化するために導入する新しい設備は付帯事業』、『従来ある水処理・汚泥処理技術が効率化されたものは義務事業』、『直接的に水処理・汚泥処理の効率化につながらないものは、任意事業』と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、詳細は第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
92	14	2	1	7	2)					付帯事業	付帯事業は、流域下水道事業に新たな処理工程を導入する事例のみを対象とする。という認識でよろしいでしょうか。この場合、限定する理由をご教示ください。	新たな処理工程を導入しない場合については、県の更新計画に含まれていることから、付帯事業の対象としていません。
93	14	2	1	7	2)					付帯事業	同じ施設の中に太陽光発電を設置すると仮定した場合、水処理施設の上に覆蓋として設置するものは付帯事業、その他空き地に設置するものは任意事業などといった取り扱いになるのでしょうか。それとも、処理場内の系統に連携して省エネにつながれば義務事業、土地貸しなど省エネにつながらなければ任意事業になるのでしょうか。	開示資料をご確認ください。
94	14	2	1	7	2)					付帯事業	付帯事業は、流域下水道事業のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	14	2	1	7	2)					付帯事業	太陽光発電所を水処理施設内に設置する場合、場内利用として付帯事業となる場合において制約等受ける技術基準がありますでしょうか。	国補助金を受ける場合は要件を満たす必要があります。
96	14	2	1	7	2)					付帯事業	「付帯事業とは～効用が発揮される事業」とありますが、付帯事業と認められるためには、「費用縮減、収益発生、環境負荷低減」の何れか、あるいは複数の効用があれば良いという理解でよろしいでしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
97	14	2	1	7	2)					付帯事業	応募者が提案した「付帯事業」が認められない、あるいは貴県から修正変更を要求されることは無いという理解でよろしいでしょうか。	本事業等開始後に国補助金の対象とならないことが明らかになった場合には、修正変更を要求する場合があります。
98	14	2	1	7	2)					付帯事業	「流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、」とありますが、「4.1.4下水汚泥の処理」にある「応募者は他の方法で汚泥処理を行うことを提案することができる」ことのみを指しているわけではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	14	2	1	7	3)	①				任意事業	任意事業は実施義務を負わないものと認識しておりますが、提案していた内容を事業途中で実施しない判断をした場合、事前の県承認は不要との認識で問題ないでしょうか。（実施方針回答No.172では終了等の可否は記載があり、終了時のフローについて教示ください。）	ご理解のとおりです。
100	14	2	1	7	3)	①				本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業	本事業期間中に提案し、新たに実施する任意事業については、事前に県の承認を必要とすると思いますが、新たに実施した任意事業を事業期間中に取りやめる場合は、承認が必要でしょうか。	必要ありません。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
101	14	2	1	7	3)	①				本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業	優先交渉権者選定基準には、「任意事業の提案は評価の対象としない。また、運営権者は任意事業について実施義務を負わないものとする」とされておりますが、応募者が任意事業を提案する意義はどのような点にあるのでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
102	14	2	1	7	3)	①				本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業	本事業用地に隣接する敷地を、当該敷地の地権者の同意を得た上で、本事業用地とあわせて利用して行う事業は、任意事業として認められるという理解でよろしいでしょうか。	本事業用地以外の任意事業としては、②県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業、③仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務のみが該当します。 なお、詳細は第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
103	14	2	1	7	3)	①				本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業	本事業期間中に提案し新たに実施する場合に必要な県の事前承認について、想定されている期間や承認プロセスについてご教示ください。	状況に応じて個別に判断します。
104	14	2	1	7	3)	②				県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業	「県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業」について、現段階で予定されているものをご教示ください。	現時点で想定しているものではありません。
105	14	2	1	7	3)	③				任意事業	仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務が任意事業として記載がありますが、運営権者は独自の判断で現在の所有者およびオペレーターである民間事業者と交渉を始めても問題ないでしょうか。	優先交渉権者選定後に、現在の所有者と協議いただく方針です。
106	14	2	1	7	3)					任意事業	任意事業であっても、環境省などの補助を使用して設備を設置することは可能でしょうか。それとも、何らかの国の補助を使用する場合は、附帯事業になるのでしょうか。（環境省、経産省、農水省、内閣府など）	任意事業において、応募者自らが補助を使用することを妨げるものではありません。
107	14	2	1	7	3)					任意事業	任意事業提案後に実施を中止することは可能でしょうか。同様に、任意事業については県からの承認を取得した後、実施を中止することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
108	14	2	1	7	3)					任意事業	任意事業の提案は評価の対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、何らか別の視点から評価対象となる場合は、その対象範囲、評価基準、評価の重みをご教示願います。	優先交渉権者選定基準に記載のとおり、任意事業の提案については、評価の対象外となります。
109	14	2	1	7	3)					任意事業	提案した任意事業を実施しない場合、または内容を変更する場合、実施義務が無いことから、ペナルティは課されないとの理解でよろしいでしょうか。また、それぞれの場合の対処も含めて提案事項でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。
110	14	2	1	7	3)					任意事業	任意事業について、評価の対象ではなく、また実施義務も負わないものであれば、提案の有無等による恣意的判断の余地を排除するため、第二次審査の提案事項から除外し、優先交渉権者決定後の提案事項にすべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
111	14	2	1	7	3)					任意事業	募集要項に加え、貸与資料として「任意事業の考え方」が提示されました。このなかで「任意事業以外の提案について」は、本事業に係る提案として受け評価対象とする、という説明があり、具体例が示されていますが、該当範囲が不明確です。例えば、上工下水道事業が保有するポテンシャルを活用し、地域雇用を創出するような提案は、本事業に係る提案と考えて宜しいでしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
112	14	2	1	7	3)					任意事業	選定基準から任意事業の審査および評価はなされないと理解しておりますが、一方で「義務事業～安定経営に影響を与えない」とあります、経営に影響を与えないことの判断は応募者に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。	義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講じているかにつき、県はモニタリングを実施します。
113	14	2	1	7	3)					任意事業	提案した任意事業を実施しない場合、または内容を変更する場合、実施義務が無いことから、ペナルティは課されないという理解でよろしいでしょうか。また、それぞれの場合の対処も含めて提案事項でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
114	15	2	1	7	2)					附帯事業	附帯事業の資産は運営権者／県のどちらに帰属するのでしょうか？	実施契約書（案）をご確認ください。
115	15	2	1	7	2)					附帯事業	附帯事業において、事業終了後の運営権はどちらに帰属するのでしょうか？	実施契約書（案）をご確認ください。
116	15	2	1	7	3)	①				任意事業	「事前に県の承認」とありますが、承認を受けるための事業の要件、条件等は今後提示される予定でしょうか。	お示しする予定はありません。
117	15	2	1	7	3)	②				県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業	県内市町村及び一部事務組合が事業主体である業務を受託した場合において、配置する従事者は運営権者の構成員に限定されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	15	2	1	7	3)	②				任意事業	「県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業」における業務の受託について、県内市町村等からの求めに応じて協議することとなっておりますが、実際にどのようなニーズがあるか、募集期間中に運営権者側からヒアリングをすることは可能でしょうか。直接のアプローチが不可の場合、貴県を通じてヒアリングを行う機会がありますでしょうか。	県を通じてヒアリングを行う予定はありません。
119	15	2	1	7	3)	②				任意事業	「ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。」とありますが、承認にあたっての基準等をご教示ください。	お示しする予定はありません。
120	15	2	1	7	3)	③				仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務	当該発電施設の民間事業者との維持管理業務受託に関する協議は、競争的対話の中で行われるという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定後に、当該発電施設の民間事業者と協議いただく方針です。
121	15	2	1	7	3)	③				仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務	当該発電施設の運転実績等の情報開示について、「実施契約書(案) 別紙2 運営権設定対象施設その他関連施設 4. 消化ガス発電」に記載以外の詳細情報は守秘義務対象資料（第二次）の中で開示されるという理解でよろしいでしょうか。	お示しする予定はありません。
122	15	2	1	8	1)					本事業期間	延長がないとした場合の本事業期間を、運営権設定日から20年間（厳密には20年を経過する日が属する事業年度の末日まで）とした理由（背景事情・考慮要素）につき、ご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。
123	15	2	1	8	1)					本事業期間の延長	本事業期間の最大延長期間を合計で5年までに限定した理由（背景事情・考慮要素）につき、ご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
124	15	2	1	8	2)					本事業期間の延長	「不可抗力事象の発生や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合」以外の延長は認められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	15	2	1	9	1)					流域下水道事業の改築に係る費用負担	流域下水道事業の改築に係る費用は、運営権者がいったん支出して、①国交付金及び②流域市町村からの建設負担金等を原資として、県と運営権者との間で直接に実費精算が実施されるとの理解で良いことを前提とした場合に、①国交付金の不交付リスク及び②流域市町村の建設負担金の不払リスクは県負担という理解で良いことをご確認ください。	流域下水道事業の改築費用の原資となる国補助金等の純粋な不払リスクは県が負担します。
126	16	2	1	8	4)	②				運営権設定対象施設の引き渡し	『本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日』に引き渡すと記載されていますが、事業終了日を過ぎて指定の日までの運営（維持管理等）費用負担については、運営権が消滅した前運営権者に責はないと考えてよろしいでしょうか。	運営権者が要求水準を充足させるために必要な措置を実施する場合、引渡し事業終了日以降の県指定日になることがあります（実施契約書（案）第80条第1項ご参照。）。なお、本事業終了日以降に、事業者に対して維持管理業務等の実施を求めることは想定しておりません。
127	16	2	1	8	4)	②				運営権設定対象施設の引き渡し	運営権者は20年後の次回運営権の公募があれば参加できるという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）第8条に基づき、運営権者の定款の目的は本事業等の遂行に限定されていることから、運営権者SPCが本事業等以外の事業に従事することは想定されません。
128	16	2	1	8	4)	③				運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額	「なお、残存価値相当額の支払については、本事業終了時を想定しているが、本事業期間中の支払の提案も認めるものとする。」と記載されております。特定のものを購入した場合において、事業終了時の残存価値にて個々に支払いを要請、もしくは特定の時期に特定の割合で要請することは可能との理解で宜しいでしょうか。	本事業期間中の支払の場合には、原則、当該年度に更新工事が完了した（引渡を受けた）設備に係る事業期間終了時点の残存価値相当額の支払いとなります。後段については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
129	16	2	1	8	4)	③				運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額	残存価値相当額の本事業期間中の支払を提案するタイミングは競争的対話時との理解で宜しいでしょうか。	第二次審査書類において提案していただくことを予定しています。
130	16	2	1	8	4)	③				運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額	残存価値相当額の支払いについて、「本事業終了時点」と「本事業期間中」の支払い提案が認められていますが、どちらを選択するかによって評価に影響するのでしょうか。	定量的評価において競争条件を揃えるための措置を行いますので、今後開示予定の様式集及び記載要領をご確認ください。
131	16	2	1	8	4)	③				残存価値相当額	事業期間中の支払いの提案を認めると御座いますが、本件は計画立案／改築計画に必要な資金調達／資産の維持管理を包括的に事業者へ委託するコンセッション型としてこれまで検討を進められてきたと認識しております。計画策定及び参加が望まれる企業の選定を大きく左右する資金調達の必要性を募集要項の段階で変更された背景をご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。
132	16	2	1	8	4)	③				残存価値相当額	競争条件を揃えるための措置（時間価値調整等と推察）は提案後ではなく、提案の前提条件として事前に貴県からご提示頂かなければ公平な競争とならないのではないのでしょうか。また事業が中断された場合、運営権対価と同様に資産の残存簿価も運営権者に支払われると理解しておりますが、20年後の想定残存価値が途中で運営権者に支払われ、その後契約が中断された場合の精算方法はどのようにお考えでしょうか。また途中支払を前提とするかによって、各コンソの資金調達需要が大幅に左右され、キャッシュフロー、債務比率等、コンソ間の収支計画の比較が困難になると想定されますが、途中精算を求めた場合は評価にどのように反映されますでしょうか。	想定される県と運営権者の利息差について、定量的な調整を行うことを提案の前提条件として示す予定です。
133	16	2	1	8	4)	③				残存価値相当額の支払いを事業期間中にする場合の措置	事業期間中に残存価値相当額の支払いを提案をする場合、提案時期は第二次審査書類提出時との理解でよろしいでしょうか。競争条件をそろえるための措置は、どのような時期で提示されるのでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、5月に開示予定の様式集及び記載要領をご確認ください。
134	16	2	1	8	4)	③				事業期間終了時の残存価値相当額の支払	「なお～」にて、残存価値相当額の支払いについて事業期間中の支払いも想定されておりますが、その背景はどういった事象がございませうでしょうか。残存価値相当額とは一般的に事業期間終了時点での簿価相当額であり、当該価格を事前算定するリスク等があると考えます。	公募の条件としてご理解ください。
135	16	2	1	8	4)	③				運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額	残存価値相当額の運営権者における税務上の取り扱いは、平成29年3月17日付 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 事務連絡に基づき、「立替金」でよろしいでしょうか。当該事務連絡に基づく管轄税務署への照会結果を、ご開示いただけませんか。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
136	16	2	1	8	4)	③				運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額	県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を運営権者に支払うものと理解しております。当該費用はあらかじめ定められた費用区分に応じて負担すべき金額を県と運営権者間で決定するとの認識ですが、実際に運営権者が支出するタイミングが県の負担相当額が運営権者に支払われるタイミングに先行するため、一定期間の運営権者側で立替払いが生じると考えております。この点、運営権者における更新投資に係る支出のうち、運営権者の実質負担部分のみを費用として認識し、管理者等が負担する金額を立替金等として処理される（換言すれば、益金課税されない）という認識でよろしいでしょうか。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
137	16	2	1	8	4)	③				運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額	「残存価値相当額の支払については、本事業終了時を想定しているが、本事業期間中の支払の提案も認めるものとする」とあり、これに注釈で「本事業期間中の支払の提案があった場合には、競争条件を揃えるための措置を行うものとする」との記載がありますが、どのような措置を行う想定でしょうか。	今後開示予定の様式集及び記載要領をご確認ください。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
138	16	2	1	8	4)	③				運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額	「残存価値相当額の支払については、本事業終了時を想定しているが、本事業期間中の支払の提案も認めるものとする」とあり、これに注釈で「本事業期間中の支払の提案があった場合には、競争条件を揃えるための措置を行うものとする」との記載がありますが、その措置をいつ行う想定でしょうか。	今後開示予定の様式集及び記載要領をご確認ください。
139	16	2	1	8	4)	③				運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額	「残存価値相当額の支払については、本事業終了時を想定しているが、本事業期間中の支払の提案も認めるものとする」とあります。 応募者が提案可能な本事業期間中の支払方法（詳細）、並びに、本事業期間中の支払提案があった場合の競争条件を揃えるための措置について得点化の方法や評価基準を含めてご教示ください（今回開示された、優先交渉権者選定基準には特に規定はないという理解です）。	今後開示予定の様式集及び記載要領をご確認ください。
140	16	2	1	8	4)	③				本事業終了時の取扱い	本事業期間終了時の残存価値相当額を貴県が運営権者に支払う内容について、その対象範囲は水道用水供給事業と及び工業用水供給事業の改築に係る費用ということで定義されていますが、例えば、運営権者が投資する複数事業にまたがる集中監視システム等はどのように扱われるのでしょうか。	要求水準書（案）をご確認ください。
141	16	2	1	8	4)	④				本事業終了時の取り扱い 本事業等に係る運営権者が所有する資産等	無形資産については資産価値評価に計上する可能性を含めていただけないでしょうか。（先行するコンセッション案件では無形資産の評価を考慮する例もございます） 「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」に記載ある通り、無形資産によるバリュウアップを更新投資によるバリュウアップに準じて取扱い、事業終了時の買取評価に含めることのご検討をお願いします。	無形価値を含めることは予定していません。
142	16	2	1	8	4)	④				本事業等に係る運営権者が所有する資産等	「県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる」との記載がありますが、当該施設の買い取りの要否はどの時点で判断されるのでしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
143	16	2	1	8	4)	④				本事業等に係る運営権者が所有する資産等	「県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる」との記載がありますが、当該施設の残存価値を決定するための手続きは、どのようなものを想定されておりますか。	実施契約書（案）をご確認ください。
144	16	2	1	8	4)	④				本事業等に係る運営権者が所有する資産等	「県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる」との記載がありますが、当該施設の残存価値（買い取り価格）はどの時点でSPCに通知される想定でしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
145	16	2	1	8	4)	④				本事業等に係る運営権者が所有する資産等	本項目中、「県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる。」とされていますが、「県又は県の指定する者」が必要と認めるものには、どのような資産が想定されているのでしょうか。	現時点で想定しているものはありません。
146	16	2	1	8	4)	④				本事業等に係る運営権者が所有する資産等	「現状有姿で引渡す」とありますが、現状有姿とは本事業期間中の改築や経年劣化等を加味した本事業終了日時点の現状有姿という理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
147	16	2	1	8	4)	⑤				業務の引継ぎ	「県又は県の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし」とありますが、本事業期間中に引継ぎ業務が行われない場合は、引継ぎ業務について、県又は県の指定する者と運営権者で、別途委託契約等を締結するという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
148	16	2	2	1	4)	③				運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額	「なお、残存価値相当額の支払……本事業期間中の支払の提案も認める」、また注釈27に「競争条件を揃えるための措置を行う」とあります。 「競争条件を揃えるための措置」とは、残存価値相当額を各支払い時点にて現在価値換算し、現在価値換算後の金額にて比較評価する、という理解でよろしいでしょうか？	今後開示予定の様式集及び記載要領をご確認ください。
149	17	2	1	8	4)	⑤				業務の引継ぎ	県又は県の指定する者への業務の引継ぎは、事業期間終了前のいつ頃から開始が可能になる予定でしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
150	17	2	1	8	4)	⑤				業務の引継ぎ	「運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業等が円滑に引き継がれるように、引継書の作成等その他の適切な引継ぎを行わなければならない」とありますが、運営権者が負担すべき「費用」の想定を具体的に教示ください（脚注28において、「県及び県が指定する者において発生する費用の負担を求めるものではない」とありますので、運営権者が負担すべき費用を明確にしたい趣旨です）。	要求水準書（案）10.2において求める事項の履行に必要な費用が想定されません。
151	17	2	1	9	1)					流域下水道事業の改築に係る費用負担	「流域下水道事業における改築に係る費用は、実費精算を行うものとする。」とあります。流域下水道事業における改築費用は、最終的に事業別の実費精算金額の合計が事業別の改築提案額以下であればよいという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
152	17	2	1	9	1)					流域下水道事業の改築に係る費用負担	実費精算の対象になる業務は、要求水準書（案）3.3.2 1)③に記載の以下の業務という理解でよろしいでしょうか。 A)改築計画書の作成 B)設計の実施 C)工事の実施 なお、運営権者にて実施する業務と運営権者が第三者へ委託する業務のいずれも実費精算に該当するという理解でよろしいでしょうか。	A)については対象外です。 それ以外についてはご理解のとおりです。 なお、詳細は実施契約書（案）をご確認ください。
153	17	2	1	9	1)					流域下水道事業の改築に係る費用負担	【流域下水道事業における改築に係る費用29は、実費精算30を行うものとする。 30 実費精算は、改築発注単位で行う。】とありますが、改築発注単位は応募者の提案による、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
154	17	2	1	9	2)					法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担	『新たな設備投資が必要になる場合』と記載がありますが、運営権者の改築計画に変更が生ずる場合が考えられます。その場合、改築計画書（案）の変更はどのように行うか、その手続きをご教示ください。また、運営権者の収益に影響を及ぼす場合、何か補償はお考えでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
155	17	2	1	9	3)					関連業務に係る費用負担	関連業務については、要請者が負担すると示されておりますが、関連業務を要請される時期と費用決定の方法についてご教示ください。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
156	17	2	1	9	3)					事業の費用負担	「研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される」とありますが、現行制度内にて上記事由等の発生は過去にありましたでしょうか。また、発生したのであれば、どのくらいの頻度や費用感であったかなどの開示は可能でしょうか。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
157	17	2	1	9	3)					関連業務に係る費用負担	「研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される」との記載がありますが、今時点でどれくらいの規模の協力を予定されておりますか。	現時点で具体的に予定されているものはありませんが、過去実績について5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
158	17	2	1	9						事業の費用負担	事業期間終了後からSPC精算までの期間のSPC存続に必要な費用も当然運営権者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	17	2	1	10						運営権対価	運営権対価の合計金額10.0億円（税抜）の内訳としての9個別事業ごとの運営権対価の金額についても固定額であり、表2（運営権対価）に規定された9個別事業ごとの運営権対価の金額（税抜）と異なる運営権対価の内訳金額を提案することは、その合計金額が10.0億円（税抜）となる場合であっても認められないという理解でよろしいでしょうか。（実施契約の一部解除の場合において、解除対象となった9個別事業に係る運営権対価の返還額の算定に係るため、質問するものです。）	ご理解のとおりです。
160	17	2	1	10						運営権対価	「本事業開始日より前の県が指定する期日までに」とありますが、現在想定している期日についてご教示ください。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
161	19	2	1	11	1)					利用料金	「徴収した利用料金を一定期間保管」とありますが、一定期間の想定はどのくらいの期間でしょうか。実施方針回答No.246で実施契約書（案）に記載とのことですが、第何条に「一定期間」が記載されているのでしょうか。	実施契約書（案）「別紙11 利用料金収受代行業務委託契約書」第8条をご確認ください。
162	19	2	1	11	2)					運営権者収受額等の提案	運営権者提案額の上限額と25頁にお示された改築更新費用の上限額を合算すると、これまで貴県が説明されてきた運営権者事業費より増加しています。これは、運営権対価の額や支払い方法が確定したため、この点などを加味して事業費を再算定されたとの理解でよろしいでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
163	19	2	1	11	2)					水量基準	水量見込みの算定根拠や変動幅の考え方について貴県の考え方をご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。
164	19	2	1	11	2)					料金収受額等の提案	利用料金の算定方法ですが、固定費も変動費も含めて月次運営権者収受額に実績数量で調整するという方法になることにより、実績が見込みより少ない場合に固定費部分まで減ることになるため運営権者にとってデメリットもあると思料します。公営企業の設置等に関する条例（昭和49年宮城県条例第8号）第6条第2項及び別表の基本料金と使用料金の料金体系に基づき浄水場や管路等と案分する方法も検討されたかと存じますが今回の算定方法にされた理由について改めてご教示いただけますでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
165	19	2	1	11	3)					利用料金の収受	実績水量が実施契約書で提示される水量見込み（水道の場合は水量見込み×0.8）と一致した場合等、水量実績に応じた調整が発生しない場合には、月次利用料金は月次運営権者収受額（基準額）と一致し、20年間通して定額となるという理解でよろしいでしょうか。 また、実績水量が実施契約書で提示される水量見込み（水道の場合は水量見込み×0.8）を上回る場合が継続すれば、月次利用料金＞月次運営権者収受額（基準額）となるため、運営権者収受額の総額（20年間分）は提案額（残存価値相当額を控除した金額）よりも上回る可能性があるという理解でよろしいでしょうか。また、需要変動に基づく定期改定の趣旨と合わせてご教示下さい。	運営権者収受額の定期改定が行われるまでの期間についてはご理解のとおりです。 定期改定の実施方法につきましては、実施契約書（案）をご確認ください。
166	19	2	1	12	1)					利用料金の定義	本事業開始以降は県が利用料金の収受を代行するとありますが、工業用水使用者や市町村からの徴収も含めた料金徴収プロセス（運営権者による請求書の発行、請求書の宛先等）を具体的に教示ください。	第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
167	19	2	1	12	1)					利用料金の定義	市町村および工業用水使用者からの利用料金の不払いが発生した場合、実施契約書 別紙11 利用料金収受代行業務委託契約によれば滞納整理業務は県が実施すると理解しますが、期日までに当該不払いが解消しなかった場合、県は運営権者に対して不払い分も含めて利用料金を支払うのでしょうか。	運営権者が収受する利用料金については、県が運営権者を代行して、県が収受する料金等と併せて利用者から徴収しますが、利用料金請求権自体は運営権者と利用者との間に直接発生します。
168	19	2	1	12	1)					利用料金の定義	過去に発生した、市町村および工業用水のユーザー企業からの利用料金不払い及び滞納の実績を開示頂きたい。	過去10年において不払いは発生していません。
169	19	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	運営権者提案額の上限について、上工水の改築費用として試算した金額をご教示下さい。	お示しする予定はありません。
170	19	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	「運営権者収受額と運営権者提案額（残存価格相当額を加えた額）を9個別事業ごとに提案する」との記載がありますが、個別ではなく一元的な費用（例：中央監視センター）なども個別事業に分けるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
171	19	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	「運営権者提案額」とは、「運営権者収受額」に「本事業期間終了時の残存価値相当額」を加えた額と記載があります。一方で、表4の「運営権者収受額」には公租公課（運営権者に係る税金等）が含まれており、表3の「運営権者提案額の上限」は「税抜」と記載があります。つまり、コンソーシアムとして提案する「運営権者提案額」が、表3の「運営権者提案額の上限」を超えていないことを確認する際には、「運営権者収受額」から公租公課を差し引き、「本事業期間終了時の残存価値相当額」を加えた金額が、表3の「運営権者提案額の上限」を超えていないことを確認すればよい、ということでしょうか。	募集要項に記載のとおり、公租公課は運営権者収受額を構成することから、これを含めて運営権者提案額の上限額を上回らないものとする必要があります。 なお、表3の「税抜」とは、消費税及び地方消費税を除くことを意味します。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
172	19	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	「本事業等を継続した場合の消費税および地方消費税を除いた費用見込み額を提示する」とありますが、いつどのように提示される予定でしょうか。	「みやぎ型管理運営方式」導入による事業費削減目標について（令和元年12月13日）をご確認ください。なお同資料において、流域下水道事業については税込となります。
173	19	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	「表3 運営権者提案額の上限」において各事業ごとの運営権者提案額の上限が示されていますが、運営権者提案額の上限額（全事業合計で1,403億円）のうち、貴県がご想定されている運営権者収受額と残存価値相当額の内訳をご教示ください。	お示しする予定はありません。
174	19	2	1	12	2)					運営権者収受額の提案	「運営権者提案額は、県の提示する9 個別事業ごとの上限額を上回らないものとし」とありますが、例えば構成費目ごとの上限額など、他の制約は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	19	2	1	12	2)					表3 運営権者提案額の上限	表の金額は、物価上昇率や割引率等を考慮していない令和2年現在の金額との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
176	19	2	1	12	2)					本事業期間における年度ごとの水量見込み	本事業期間における年度ごとの水量見込みは、いつどのように提示されるのでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
177	19	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	「県は、本公募に当たって、9 個別事業ごとに、本事業期間における年度ごとの水量見込及び県が本事業期間にわたり本事業等を継続した場合の消費税及び地方消費税を除いた費用見込額を提示する」とあります。費用見込額について、「みやぎ型管理運営方式導入による事業費削減目標について」（令和元年12月13日公表）の付属資料にある収益的収支よりも、より詳細な内訳の提示をお願いします（実施方針において開示いただいた資料では、積算根拠等を確認することは不可能だったためです）。また、当該情報は「守秘義務対象資料（第二次）」として貸与されるという理解でよろしいでしょうか。	開示資料等より応募者にてご判断ください。
178	19	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	脚注37において、「実施契約に県が提示する水量見込は、事業環境の著しい変化が発生しない限り、」とありますが、想定されている著しい変化をご教示ください。	募集要項に記載の需要割合を指します。
179	20	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	運営権者収受額を提案する上では、動力費、薬品費、修繕費、保守点検費等の構成項目が、貴県の過去決算数値におけるどういった項目と対応するのかを把握したうえで、さらに貴県と運営権者の各費用の按分率を考慮の上、提案をする必要があるものと認識しています。 そうした観点から、貴県の過去決算数値を詳細に把握するために必要な、以下の資料を開示頂きたく存じます。 損益計算書、合計残高試算表（水道用水供給事業、工業用水道事業） 決算説明書（水道用水供給事業、工業用水道事業） 歳入歳出決算説明資料（流域下水道事業） 定期監査資料（水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業） 指定管理者実績報告資料（流域下水道事業） 収益明細書（費用）（工業用水道事業） 委託実績の調（水道用水供給事業） 工事執行状況の調（水道用水供給事業） 修繕・委託・建設改良工事等の概要（工業用水道事業） 補助金・交付金・負担金の調（水道用水供給事業、工業用水道事業） 流域下水道管理支弁人件費（決算）（流域下水道事業） 人件費精算表（流域下水道事業）	必要に応じて追加開示を検討いたします。
180	20	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	運営権者収受額を提案する上では、動力費、薬品費、修繕費、保守点検費等の構成項目が、貴県の過去決算数値におけるどういった項目と対応するのかを把握したうえで、さらに貴県と運営権者の各費用の按分率を考慮の上、提案をする必要があるものと認識しています。 そうした観点から、令和元年12月13日に貴県から公表された「『みやぎ型管理運営方式』導入による事業費削減目標について」の付属資料に記載の収入、支出の各項目が、貴県の決算資料のどの収支項目を想定したものであるかを示す資料をご開示頂きたく存じます。	開示資料等より応募者にてご判断ください。
181	20	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	運営権者収受額を提案する上では、動力費、薬品費、修繕費、保守点検費等の構成項目が、貴県の過去決算数値におけるどういった項目と対応するのかを把握したうえで、さらに貴県と運営権者の各費用の按分率を考慮の上、提案をする必要があるものと認識しています。 そうした観点から、令和元年12月13日に貴県から公表された「『みやぎ型管理運営方式』導入による事業費削減目標について」の付属資料に記載の収入、支出の各項目について、貴県において設定されている県／運営権者の按分率の水準及び算定根拠がわかる資料をご開示頂きたく存じます。	開示資料等より応募者にてご判断ください。
182	20	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	「表4 運営権者収受額の構成」の「公租公課」は、事業所税、運営権者所有資産に係る固定資産税・都市計画税の他、法人税も含まれると理解して宜しいでしょうか。 この場合、9事業を合計し運営権者が一法人として算出した法人税額を各事業の所得割合で按分し配賦するという考え方で差し支えないでしょうか。	前段について、法人税も含まれます。 後段について、優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
183	20	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	運営権者収受額の提案を行う上では、工業用水道事業についても「動力費」「薬品費」の金額を提案する必要がありますが、貴県の「公営企業会計決算書」からは、明示的に動力費、薬品費に該当する勘定科目が読み取れないものと思われるため、工業用水道事業における動力費、薬品費がわかる資料（包括委託業務の実績報告資料等）について開示頂きたく存じます。	開示資料等より応募者にてご判断ください。
184	20	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	令和元年12月13日に貴県から公表された「『みやぎ型管理運営方式』導入による事業費削減目標について」の付属資料に記載の「ダム負担金等」は、運営権者収受額には含まれない（全て県負担になる）ものと理解しておりますが、この「ダム負担金等」は、貴県の「公営企業会計決算書」におけるどの勘定科目が含まれているのかがわかる資料について開示頂きたく存じます。	開示資料等より応募者にてご判断ください。
185	20	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	令和元年12月13日に貴県から公表された「『みやぎ型管理運営方式』導入による事業費削減目標について」の付属資料に記載の下水道事業における「県業務相当額」は、運営権者収受額には含まれない（全て県負担になる）ものと理解しておりますが、この「県業務相当額」は、貴県下水道事業の「歳入歳出決算説明資料」におけるどの勘定科目が含まれているのかがわかる資料について開示頂きたく存じます。	開示資料等より応募者にてご判断ください。
186	20	2	1	12	2)					運営権者収受額の構成	表4の運営権者収受額の構成について、運営権者が投資する複数事業にまたがる集中監視システム等は『その他営業費用』に含める考えてよろしいでしょうか。	応募者にてご判断ください。
187	20	2	1	12	2)					運営権者収受額の上限	運営権者収受額の上限について、各事業毎の根拠をお示し頂くことは可能ですか？	お示しする予定はありません。
188	20	2	1	12	2)					その他の営業費用	水道事業におけるダム負担金やそれに伴う利息等は対象外としてよろしいですか？	ダム負担金については対象外です。
189	20	2	1	12	2)					運営権者収受額等の提案	「表4 運営権者収受額の構成 サ) 事業報酬 支払利息、配当等をいう。」とあり、運営権者の事業報酬のなかに「支払利息」が含まれておりますが、「支払利息」は「事業報酬」の内数ではなく独立した構成項目に変更し、金利の変動は物価の変動同様、運営権者収受額の定期的ないし臨時改定で影響を受ける構成項目とすることを検討頂けますでしょうか。本事業では、運営権者は例えば改築費の支払いのため資金調達ニーズを有すると思われそうですが、その改築は20年間に亘って不定期に実施するものであり、且つ、改築計画の見直しにより実施時期が変動し得るもののため、運営権者はその時々々の金利環境で資金調達するほかなく、予め金利スワップ等で固定化しておくことも出来ません。したがって、運営権者は事業期間中に金利が上昇し支払利息が増加するリスクを回避出来ないためです。	原案のとおりとします。
190	20	2	1	12	3)					利用料金の収受	「運営権者は、（中略）水量実績に応じて調整を行った額を、毎月、利用料金として収受する。」と示されており、さらに、注釈41には「（前略）詳細は、実施契約に示す。」とされています。実施契約書（案）を拝見すると、収受額の構成に固定費や変動費が含まれていても考慮はせず、収受額はあくまで基準額に対して水量実績と水量見込の比率を乗じて定めめるように見受けられますが、このようなお考えに至った理由をご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。
191	20	2	1	12	3)					利用料金の収受	20年間の平均月次運営権者収受額を基準額とし、水量実績に応じて調整した額を運営権者は毎月利用料金として収受するとありますが、同月次調整は水道事業のみとの理解で宜しいでしょうか。水道事業に於いては別紙10-2の通り、年間の水量実績が責任水量を下回った場合、年度末調整金を受領できる為、運営権者が負担する水量変動リスクは軽減されておりますが、工水・下水に就いては斯様な調整制度が設けられておりません。従って仮に実績水量に応じた月次調整が実施された場合、収受額の構成項目の全てが毎月改定されてしまう可能性があり、事業者は需要変動リスクを全面的に負うこととなります。これまで本件は収入変動リスクが軽減された安定的な事業と貴県にご説明頂いておりますが、工水・下水の需要変動リスクを全面的に運営権者が負担する事業となれば、事業の性質が大幅に異なってくることを大変懸念しております。	募集要項に記載の「月次運営権者収受額を、水量見込及び水量実績の差によって生じる利用料金収入の差に基づいて調整した額とする。」は、工業用水道事業及び流域下水道事業も対象となります。
192	20	2	1	12	3)					利用料金の収受	仮に給水停止時間が無い場合は、上水道については年度末調整金により、月次水量見込みの80%は水量実績に関わらず、運営権者は利用料金として収受できるとの理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	20	2	1	12	3)					利用料金の収受	利用料金は毎月の水量実績をもとに算出され、実施契約書によると上水道の場合は給水量、下水道の場合は流入量が水量実績の定義とされております。それぞれの事業において運営権設定対象施設（もしくは運営権設定対象外施設）のどの地点で、どのような方法を以て水量を測定するのか、給水量および流入量の決定に関する市町村等との調整プロセス、特に給水量につき毎月市町村からどのように要請あるか、につき具体的に教示ください。	現状では、水道用水供給事業では受水池手前に設置している流量計で測定しているほか、工業用水道事業ではユーザーが設置している量水器により検針しています。流域下水道事業は各事業ごとに方法が異なるため、詳細は第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 なお、流域下水道については、測定等した水量を基に県と市町村において水量の確定作業（各市町村への按分作業）を行っています。
194	21	2	1	13	1)					需要の変動	「県が提示する運営権者収受額の定期改定後の料金期間（「次期料金期間」）の水量見込みが変動する場合」とありますが、県より提示されるタイミングをご教示ください。	定期改定実施年度の2年度前の事業年度に提示します。
195	21	2	1	13	1)					需要の変動	「水量見込」とありますが、水道用水供給事業は受水市町村との協定水量、工業用水道事業は契約水量、下水道事業は処理場への流入水量を指すとの理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
196	21	2	1	13	1)					需要変動費	「水量見込みから変動する場合、…次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う」と記載されていますが、薬品費等独自に費用削減をするために導入した設備等の投資回収費についても考慮の上、改定して頂けると考えてよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
197	21	2	1	13	1)					需要の変動	「運営権者収受額の定期改定にあたり県が提示する運営権者収受額の定期改定後の料金期間の水量見込が、実施契約締結時に県が提示する次期料金期間の水量見込から変動する場合」とあります。実績を考慮したうえで算出されるものと想定しますが、水量見込みの算出方法についてご教示ください。	料金改定時に県が提示する水量見込は、料金改定に当たり関係市町村から提出された次期料金期間の水量となります。
198	21	2	1	13	2)					物価水準	次期料金期間に適用する物価水準は、どのような指標を採用するつもりでしょうか？	実施契約書（案）をご確認ください。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
199	21	2	1	13						運営権者収受額の定期改定	需要の変動と、物価の変動の他に、金利の変動も考慮するべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
200	22	2	1	13	3)					法令等又は県条例若しくは県の計画の変更	法令等の変更に伴う定期改定はどのような方法、スケジュールにて実施されるのかご教示ください。	需要の変動、物価の変動による運営権者収受額の定期改定と同じスケジュールで実施することを想定しています。
201	22	2	1	13	3)					法令等又は県条例若しくは県の計画の変更	運営権者として意見できる対象は具体的にどのような範囲でしょうか？	実施契約書（案）をご確認ください。
202	22	2	1	13	4)					その他県及び運営権者が必要と認める場合	当該協議の開始時期はいつになりますでしょうか。 当該協議が合意に至らなかった場合には、～とありますが、当該協議をしたものの合意に至らないことは、だれがどのようにどのタイミングで判断するのでしょうか。また、合意に至らなかった場合、運営権者側から（仮称）経営審査委員会に意見聴取を行ったうえで、定期改定を行うことは不可でしょうか。	定期改定実施年度の2年度前の事業年度から定期改定に係る協議を開示することを想定しています。 「当該協議が合意に至らなかった場合」については、実施契約書（案）をご確認ください。
203	22	2	1	14	1)					著しい需要の変動	工業用水道事業において著しい需要の変動が生じた場合、需要割合（各工業用水事業ごとに固定値が設定）に応じて調整される旨記載があります。例えば仙塩工業用水道事業で需要が10%増減した場合においても、仙塩工業用水道事業の需要割合である4%を用いて調整されると理解しておりますが、実需用の変動(この例では10%)で調整頂くことは可能でしょうか。	著しい需要の変動による臨時改定は、個別事業ごとに需要割合を超えて変動した場合に行うものです。 詳細は実施契約書（案）をご確認ください。
204	22	2	1	14						運営権者収受額の臨時改定	臨時改定の条件を満たし、臨時改定が行われるのは、当該条件が満たされたことが確認された翌月の月次運営権者収受額から、その直後に到来する定期改定時までとの認識でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
205	23	2	1	14	1)					著しい需要の変動	表7に示された需要割合の算出根拠をご教示願います。	お示しする予定はありません。
206	23	2	1	14	1)					著しい需要の変動	各工業用水道事業における契約水量が変更され、とございますが、工業用水使用者の契約水量変更の頻度・取り決めについてご教示願います。	工業用水供給規程をご確認ください。
207	23	2	1	14	1)					著しい需要の変動	工業用水道事業において、契約水量が一定割合を超えて変動した場合に、運営権者収受額の臨時改定を行うとありますが、改定後の基準となる契約水量は、変動後の実際の契約水量になりますでしょうか。それとも一定割合（需要割合）の修正を施した水量が新たな基準となるのでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
208	23	2	1	14	1)					著しい需要の変動	定期改訂では需要変動に影響を受けるユーティリティを改定し、臨時改定では著しい変動が影響する、施設規模・体制を改定する、という理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
209	23	2	1	14	1)					著しい需要の変動	臨時改定は、工業用水事業のみを対象とする理由をご教示ください。	水道用水供給事業及び流域下水道事業においては、料金期間内での著しい需要の変動は想定されないと考えます。
210	23	2	1	14	1)					著しい需要変動費	著しい需要変動が生じた場合に改定の対象となる運営権者収受額の項目に、需要変動費以外の項目が含まれる理由をご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。
211	23	2	1	14	1)					著しい需要変動費	著しい需要変動と著しい物価変動が同時に生じた場合の計算式についてご教示ください。	実施契約書（案）をご確認ください。
212	23	2	1	14	1)					著しい需要の変動	需要割合の設定値の根拠・考え方について、ご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。
213	23	2	1	14	1)					著しい需要の変動	臨時改定するタイミングは、契約水量の変更時であり、改定の起算は運営開始時の契約水量とし、変動の4%または5%は全体の合算という理解でよろしいでしょうか。また、算定方法について、その根拠をご教示ください。	前段については、実施契約書（案）をご確認ください。 後段については、公募の条件としてご理解ください。
214	23	2	1	14	2)					著しい需要の変動	工水事業において、需要割合以上の変動があった場合は臨時改定の対象となり、改定項目に償却費が含まれておりますが、運営権者が既に実施した改築に紐づく償却費は同調整から除外されるべきではないでしょうか。また需要に応じて償却費を調整するのであれば、将来の工水改築計画も同様に臨時改定されるべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
215	23	2	1	14	2)					運営権者収受額の臨時改定	工水需要・物価・動力費に伴う臨時改定は運営権者の財務健全性維持に最低限必要な割合で設定されたとの理解で宜しいでしょうか。またこの場合、夫々個別には規定された割合に満たないものの、項目の組み合わせで臨時改定が必要となる事も想定されるのではないのでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
216	23	2	1	14	2)					著しい物価の変動	「直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する物価水準（ただし、初回の料金期間については、優先交渉権者選定時に適用する物価水準）と比較して」とありますが、これは、第二次審査書類の受付期限の属する月から遡って1年間の物価指標という理解でよろしいでしょうか。「優先交渉権者選定時に適用する物価水準」をご教示いただき、これを実施契約に明記することを検討ください。	実施契約書（案）をご確認ください。
217	23	2	1	14	2)					著しい物価の変動	臨時改定するタイミングは、いつでしょうか。改定の起算は前料金改定日であり、変動は累積されるという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
218	23	2	1	14						運営権者収受額の臨時改定	二次提案書の提出から、実施契約の締結までの間に「事業環境の著しい変化」に相当する変化があった場合には、実施契約締結時に臨時改定に相当する改定が行われるという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
219	24	2	1	14	2)					著しい物価の変動	「さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、」とありますが、どのように判断するのかご教示ください。	状況に応じて個別に判断します。
220	24	2	1	14	2)					著しい物価の変動	物価割合の設定値の根拠・考え方について、ご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。
221	24	2	1	14	3)					著しい動力費の変動	動力費割合の算出根拠をご教示願います。	公募の条件としてご理解ください。
222	24	2	1	14	3)					著しい動力費の変動	著しい動力費の変動の対象は流域下水道事業のみですが、水道用水供給事業、工業用水道事業においても動力費割合の変動があった場合は協議対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか	原案のとおりとします。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
223	24	2	1	14	3)					著しい動力費の変動	著しい動力費の変動の対象は流域下水道事業のみですが、県が引き続き所管する管路の更新等により動力費割合の変動があった場合は別途協議対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。	管路更新による動力費の変動は想定していませんが、仮にそのような事象が発生した場合は、当初想定できなかった事業環境の変化として協議の対象とします。
224	24	2	1	14	3)					著しい動力費の変動	動力費の単価見直しについては、任意事業で自前で発電した場合も、電力会社からの電気買い取り額は減るため、収受額見直し対象になるのでしょうか。	状況に応じて個別に判断します。
225	24	2	1	14	3)					著しい動力費の変動	「さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、」とありますが、どのように判断するのかご教示ください。	状況に応じて個別に判断します。
226	24	2	1	14	3)					著しい動力費の変動	臨時改定は、下水道事業のみを対象とする理由をご教示ください。	公募の条件としてご理解ください。
227	24	2	1	14	4)					法令等又は県条例若しくは県の計画の変更	実施方針への質問に対する回答において、法令等又は県条例若しくは県の計画の変更についての定量的な定義は募集要項を確認する旨の回答がありましたが、募集要項には特段の記載がないという認識です。今後定義の開示予定はございますでしょうか。	募集要項にて示した事業環境に著しい変化の定量的な定義は、需要割合、物価割合、動力費割合になります。そのほかの定量的な定義についてはお示しする予定はありません。
228	24	2	1	14	4)					法令等又は県条例若しくは県の計画の変更	『著しく増減』の割合または金額をご提示ください。	状況に応じて個別に判断します。
229	24	2	1	14	5)					その他県および運営権者が必要と認める場合	「上記の1)～4)のほか、実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、」とありますが、不可抗力の事象(自然現象他)も含まれると考えてよろしいでしょうか。	不可抗力については、実施契約書(案)をご確認ください。
230	24	2	1	14	5)					その他県及び運営権者が必要と認める場合	貴県の流域下水道に係る維持管理年報によると、H30年度において脱水汚泥の収集運搬費が倍以上増加しています。本事業の上限額は、本事象を反映していないものと思慮します。運営権者としては、事業実施時点で速やかな収受額の臨時改定を要するものと考えますが、貴県の考え方をご教示ください。このような、貴県事業費及び上限額算定時点の条件と直近の事業環境等が異なっている点に対して、どのような対処が取られるか不明であると、提案に当たっての収受額の算定が非常に困難となります。	事業期間中に発生する当該増加費用については上限額内に計上しています。
231	24	2	1	14	5)					その他及び運営権者が必要と認める場合	『予測困難な事業環境の変化』の予測困難の判断の基準を提示お願いします。	募集要項に記載のとおり、「実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化」を基準として考えます。
232	25	2	1	5	1)					改築に係る提案	【県が本事業期間にわたり本事業等を実施すると仮定した場合の改築計画を提示する】とありますが、提示時期を教示下さい。	開示資料をご確認ください。
233	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	表9に示されている改築費用の上限額は、事業開始以降の改築費用であり、事業開始前年度からの二か年工事(債務工事)は無いものと判断してよろしいでしょうか。また、改築費用には詳細設計に要する費用も含まれていると判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	「流域下水道事業に係る改築提案額は、本公募に当たって県が事業別に提示する改築費用の上限額及びその合計額を上回らないものとする。」とあります。応募者は、改築提案書では事業別の改築提案額を提示し、個々の工事の改築費用を提示する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	個々の工事の改築費用の提示を求めます。今後開示される「様式集及び記載要領」をご確認ください。
235	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	流域下水道事業における改築費用について、改築提案書に個々の工事の改築費用を記載する必要がある場合、事業開始後に作成する改築計画書(案)における改築費用がこの金額と異なることは問題ないという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)をご確認ください。
236	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	「応募者は、第二次審査の一環として、本事業期間にわたる改築計画を記載した改築提案書の提出を行う…」とあります。改築提案書の記載事項について、ご教示下さい。	今後開示予定の様式集及び記載要領をご確認ください。
237	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	第二次審査時に提出した改築内容および金額に対し、実施時に県からの承認の過程で、県からの要望による増減が発生した場合には、提案金額の見直しを行う、という理解でよろしいでしょうか。	想定しておりません。
238	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	3事業のうち、事業別に提案する改築費用の上限額及びその合計額が、流域下水道事業についてのみ規定されている理由(水道用水供給事業及び工業用水道事業については、改築費用の上限額及びその合計額が規定されていない理由)をご教示ください。	流域下水道事業における改築費用は、国の補助金等を原資とする実費精算の対象となるため、国の補助金等の交付見込額などを勘案の上、上限額を設定しています。他方で、水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る改築費用については、原則として運営権者負担となりますので、上限額は設定していません。
239	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	改築については、二次審査時における提案となっておりますが、運転及び運営についての提案はいつの時点で示せば良いかご教示願います。	第二次審査時です。
240	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	「流域下水道事業に係る改築提案額は、本公募に当たって県が事業別に提示する改築費用の上限額(消費税及び地方消費税を含まない。)及びその合計額を上回らないものとする。」とありますが、例えば5年間毎の上限額など、他の制約は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	「流域下水道事業に係る改築提案額は、本公募に当たって県が事業別に提示する改築費用の上限額(消費税及び地方消費税を含まない。)及びその合計額を上回らないものとする。」とありますが、事業全体としての合理的改築のために、事業別の上限額を廃し、合計額のみ上限を設けることはできないでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
242	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	貴県が提示する改築計画について、改築の対象物、改築時期など、応募者側で変更不可の条件等があればご教示ください。あるいは、改築計画はあくまで参考であって、改築の対象物、改築時期などは応募者の裁量で決定し、改築提案書を作成してよいとお考えでしょうか。	後段のご認識のとおりです。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
243	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	県の帰責事由により、運営権者が提案した内容以外での改築が必要となった場合は、県のリスク負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	水道水供給事業及び工業用水道事業に関して、改築内容を変更することなく、当該改築に係る費用が、優先交渉権者選定時に提案した金額と相違する場合についても、運営権者収受額の変更及び運営権者から貴県への支払いは無いと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	25	2	1	15	1)					改築に係る提案	個別事業毎の改築費用上限について、基本運営方針にある「全体最適を目指した長期的視点での事業運営」の観点からは、各事業の統合的な運用を求められているものと認識していますが、統合的な運用を行う場合についても事業別に提示している上限額の超過は認められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	25	2	1	15	1)					下水道事業の改築費用の上限額	下水道事業の改築費用の上限額について、各事業毎の根拠をお示し頂くことは可能ですか？	公募の条件としてご理解ください。 なお、詳細は開示資料をご確認ください。
247	25	2	1	15	1)					県が実施すると仮定した場合の改築計画	県が実施すると仮定した場合の改築計画は、2019年9月に開示された改築計画が最新版であるとの理解でよろしいでしょうか。	最新版は、5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
248	25	2	1	15	1)					仙塩流域下水道事業の焼却施設建設に伴う土木・建築工事	仙塩流域下水道事業の焼却施設建設に伴う土木・建築工事（土地の造成や基礎工事）は、県で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者で施工願います。 なお、土壌から埋設物やダイオキシンが確認されるなど著しい費用増加が見込まれる特段の事情が発生した場合には、県で工事を行うか、または予算措置を行います。 ※令和2年4月30日公表の回答を差替え
249	25	2	1	15	1)					表9 改築費用の上限額	SPCから工事を発注する際に、事業ごとに発注するのではなく、事業を跨いで一本化して発注することは可能でしょうか。	可能です。
250	25	2	1	15	2)					改築計画書	改築計画書に記載の機器は改築金額が3000万円以上（消費税含まず）のものとし、小規模な改築は1式として記載する形でよろしいでしょうか。また、小規模な改築の内容についての改築内容は変更可能と考えてよろしいでしょうか。	個々の工事の改築費用の提示を求めます。 今後開示される「様式集及び記載要領」をご確認ください。
251	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「原則として改築提案書記載の改築内容の変更を認めない」とお示されていますが、事業環境の変化によっては貴県の承認のもと変更が認められています。この事業環境の変化について、貴県が想定する内容をご教示ください。	著しい技術革新等を想定しております。
252	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「原則として改築提案書記載の改築内容の変更を認めない」とされていますが、事業環境の変化によっては貴県の承認のもと変更が認められています。 続く26頁には、改築を取りやめる場合は貴県に費用を支払うと示されていますが、改築計画の変更により当初予定していた改築を取り止めて他の改築を実施した場合、ならびに5カ年計画をまたいでの改築とした場合に関する費用支払いの考え方についてご教示ください。	実施契約書（案）をご確認ください。
253	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者は原則としてその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。」とあります。ここでの「県が提示する内容」は、2019年10月の貸与資料である「更新計画」という理解でよろしいでしょうか。または、今後、開示される予定の場合は、その開示時期をご教示下さい。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
254	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者は原則としてその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。」とあります。ここでの「県が提示する内容」が2019年10月の貸与資料「更新計画」である場合、令和3年度からの継続工事については本事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。または、令和4年度分のみが本事業範囲内となるのでしょうか。	最新版は、5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
255	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者は原則としてその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。」とあります。ここでの「県が提示する内容」が2019年10月の貸与資料「更新計画」である場合、事業開始日から令和5年3月31日までの改築費用は、「更新計画」に記載の令和4年度の金額が上限額ではなく、応募者で算定するという理解でよろしいでしょうか。	年度ごとの改築費用の上限額は定めておりません。
256	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とするがありますが、県の計画通りの金額で発注ができない場合は、どのように処理されますでしょうか。	県が提示する金額はあくまで県が実施した場合の金額であり、これに縛られるものではありません。
257	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	提案書記載の改築内容の変更を認めないとあります。 20年間有効となる見積書の取得は現実的に不可能なため、改築金額と改築内容の両方を固定された条件は成立しません。金額が固定であれば、将来の市場価格にあわせて内容を変更調整可能とするべきではないでしょうか。	実施時期の調整、改築内容の変更又は改築に係る工事の入替を認めております。また、金額については、利用料金の改定において物価変動を考慮することにしております。
258	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「ただし、事業環境の変化により、県が承認した場合に限り変更が認められる。」とありますが、長い事業期間を考えると、このような改築計画の見直しの機会が少なからず生じるものと想定します。事業改善につながる、より合理的な見直しを促すため、インセンティブが働く仕組みを導入してはいかがでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
259	25	2	1	15	2)					改築計画の変更	改築計画の内、実施を取り止める場合、当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払うこととする、とありますが、逆に県からの要望によって改築内容が増加した場合には、県から運営権者に当該金額が支払われると考えて良いでしょうか。公平性の観点より減額も増額も同様に扱っていただくことを要望します。	想定しておりません。 なお、詳細は実施契約書（案）をご確認ください。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
260	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	流域下水道事業においては、第1期料金期間の改築計画は貴県が提示する内容とする、とあります。貴県で策定された第1期料金期間の改築計画（応募者が積算根拠として使用できるレベルの詳細資料）について早期に開示いただきたく願います。また第2期料金期間以降についても、上記同様の改築計画を開示いただきたく願います。	前段について、詳細資料が作成された時点で開示を検討いたします。後段について、開示の予定はありません。
261	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし」とありますが、当該改築に係る費用は県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	下水道事業に関しては実費精算の対象となります。
262	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「事業開始から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし」とありますが、運営権者の提案において著しく支障がある内容であった場合には、その内容の合理的な範囲（同水準の投資額等）の変更について、貴県は協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	脚注48において、「同等以上の性能を有する」とありますが、どのように確認されるのかご教示ください。	個別の状況によって判断します。
264	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	提案にない改築が必要となる場合には当初提案した改築を取りやめて費用の相殺を行うという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
265	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	事業開始前までに貴県で発注を予定されている工事とその内容について開示をお願いします。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
266	25	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「改築内容の変更を認めない」とありますが、運営権者が独自に追加の改築を実施することは妨げないという理解でよろしいでしょうか。	県の承認の下に実施を妨げません。
267	26	2	1	15	2)					改築計画書の作成	「改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払う」とありますが、当該支払の後に実施契約の解除が生じた場合、当該改築を取り止めに実施した場合の解除時の残存価値相当額から、解除なかりせば事業期間終了時に想定された残存価値相当額を控除した額が、県から運営権者に払い戻されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	26	2	1	15	3)					改築の実施	改築実施の条件として『県が公益上の理由を検討した上で必要であると判断した場合』とありますが、公益上のサービス品質向上には改築に伴う維持管理業務内容や費用、その影響で料金への反映などが考えられます。これらを総合判断するためにヒアリングや協議を経ることを想定していると考えてよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
269	26	2	1	15	3)					改築の実施	改築実施の条件として『県が公益上の理由を検討した上で必要であると判断した場合』とありますが、貴県が改築を行った結果、運営権者が行う改築計画に変更が生じた場合、改築計画書（案）の改訂手続き及び運営権者の収益見直し減額に対する措置はどのようにお考えでしょうか。お考えをご教示ください。	実施契約書（案）をご確認ください。
270	26	2	1	15	3)					改築の実施	県が運営権設定対象施設の改築を行う場合、改築の追加費用は発生しないが、運転維持管理に影響する（例えば電力量増加）の場合、その費用は県が費用負担するという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
271	26	2	1	15	3)					改築の実施	改築計画書に記載のない運営権設定対象施設の改築を行う必要が生じた場合で、かつその必要性の帰責事由が運営権者にはない場合は、その改築に係る追加費用は貴県の負担という理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
272	26	2	1	15	4)					改築を行った施設の所有	事業の費用負担は一定のものを除き、全て運営権者が負担（17頁 2.1.9 事業の費用負担）することから、改築費用は運営権者が負担するもの、改築を行った施設（運営権設定対象施設）の所有権は県が所有するものと理解しております。 PFI事業における更新投資に係る運営権者の実質負担部分（実施契約書(案) 80条2項に定める本事業期間終了時の残存価値に相当する金銭を控除した運営権者の実質負担額を指す。以下同様）は、運営権者が実施契約に基づく維持管理義務の履行として行うものでことから、事業者の費用として損金化されるものと理解してよろしいでしょうか。さらに、その支出の効果が一年以上に及ぶものについては、自己が便益を受ける公共的施設の改良のために支出する費用で、支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶものとして、法人税上は繰延資産に該当し、その償却費が損金の額の算入されるものと理解してよろしいでしょうか（法人税法施行令14条1項6号）。	開示資料をご確認ください。
273	26	2	1	15	4)					改築を行った施設の所有	運営権者の実質負担部分が繰延資産として取り扱われることを前提とした場合、繰延資産の償却期間は支出の効果の及ぶ期間で償却し、固定資産を利用するために支出した繰延資産については当該固定資産の耐用年数、一定の契約をするに当たり支出した繰延資産についてはその契約期間をそれぞれ基礎として適正に見積った期間によることとされています（法人税法施行令64条、法人税基本通達8-2-1）。ただし、運営権の存続期間満了時に運営権者は運営権設定対象施設の使用収益権を失うことから、運営権の存続期間満了後は更新投資に係る「支出の効果」は及ばないと考えており、更新投資に係る費用の償却期間は最長でも運営権に係る事業期間終了日までの期間とすることが相当であると理解しております。従って、その支出の対象となった固定資産の耐用年数又は事業期間終了時点までの期間のいずれか短い期間を償却期間とするという理解でよろしいでしょうか。	開示資料をご確認ください。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
274	26	2	1	15	4)					改築を行った施設の所有	運営権者の実質負担部分が繰延資産として取り扱われることを前提とした場合、法人税基本通達8-2-3において「公共的施設の設置又は改良のために支出する費用」の償却期間は、その受益の程度に応じて、その負担者に専ら使用される施設については耐用年数の10分の7、それ以外の施設については10分の4に相当する年数による取扱いがなされています。従って繰延資産の耐用年数は支出の対象となった固定資産の耐用年数とする考えのほか、実際の物件の耐用年数の10分の7として償却限度額を計算することも可能という理解でよろしいでしょうか。	開示資料をご確認ください。
275	26	2	1	15	5)					県が実施する工事	運営権設定対象施設における県が実施する建築土木施設の改築計画は、後日開示されるという理解でよろしいでしょうか。例えば、沈澱池の躯体の耐震工事などのタイミングは、機械電気設備の更新のタイミングに大きな影響を与えていると考えます。	開示資料をご確認ください。
276	27	2	1	16	3)					運営権者譲渡対象資産	対象資産の提示時期をご教示ください。	開示資料をご確認ください。
277	27	2	1	17						県から運営権者への職員の派遣	「県は、PFI法第80条に基づく運営権者への県職員の派遣を予定していないが、運営権者からの要請等に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するものとする。」とありますが、注釈51では、「前2条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。」とあり、運営権者から県への要請がない場合でも、県は運営権者へ県職員を派遣できることも捉えられ矛盾があると考えますがいかがでしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
278	27	2	1	17						県から運営権者への職員の派遣に関わる費用	県から運営権者へ職員を派遣する場合、派遣費用は給与等の実費であると理解してよろしいでしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
279	28	3	1							事業者選定のスケジュール	「競争的対話の実施」が表10のスケジュールにあります。競争的対話の具体的な内容と方法についてご教示願います。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
280	28	3	1							事業者選定のスケジュール	新型コロナウイルスの影響を踏まえ第一次審査の延期等入札スケジュールが変更となる可能性があるかご教示ください。変更を予定している場合、いつ頃を目途に決定されるかご教示ください。	現時点において想定しておりませんが、今後の状況に応じて検討いたします。
281	28	3	1							事業者選定のスケジュール	貴県と運営権者側との業務引継ぎ期間は、スケジュール表のなかで、どの期間を想定されているでしょうか。維持管理業務(運転管理業務等)もあり、十分な引継ぎ期間の設定をお願いします。	基本協定締結以降となります。
282	28	3	1							事業者選定のスケジュール	第二次審査書類の様式集はいつ頃公表されるのか、ご教示ください。	速やかに開示の予定です。
283	28	3	1							事業者選定のスケジュール	競争的対話は、必ず対面によって開催されるという理解でよろしいでしょうか。COVID-19対応等により、TV会議システム等を利用した対応は考慮していないという理解でよろしいでしょうか。	競争的対話等の実施にあたっては、TV会議システムを活用する他、十分な感染防止対策を講じた上で、現場確認等を行うことを検討しており、詳細については第一次審査結果と共に通知いたします。
284	28	3	1							事業者選定のスケジュール	競争的対話及び現地調査の具体的な実施回数、時期についてご教示ください。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
285	29	3	2	1	1)					守秘義務対象資料	貴県の流域下水道事業は、2019年4月より地方公営企業法を全部適用されているものと認識していますが、2020年3月期実績の決算資料を二次審査期間中に追加開示頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
286	29	3	2	1						開示資料への質問	これまで開示いただいた一連の資料に対する質問の機会はいつ頃設けていただく予定か、ご教示ください。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
287	29	3	2	1						資料開示の要望	これまで開示いただいた資料以外に開示を希望する資料があります。これらについての要望はいつ頃受け付けていただける予定か、ご教示ください。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
288	29	3	2	2	1)					質問の受付	「なお、質問を公表された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。」とあります。このような内容が含まれることを質問書の中でどのように明示するべきか、ご教示ください。	質問書の中で明記してください。
289	29	3	2	2						【様式3-3】応募者の名称等	様式3-3に記載する「応募アドバイザー」の範囲ですが、コンソーシアム構成企業と契約をする(委託を受ける)応募アドバイザーに留まるものとなりますでしょうか。それとも当該アドバイザーからの再委託先も範囲に含まれますでしょうか。	応募アドバイザーとは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又はコンソーシアムのために本公募における応募提案を検討する者として応募企業又はコンソーシアム構成員が選任した者をいいます。
290	29	3	2	2						募集要項に対する質問の受付及び回答の公表	「なお、質問を公表された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。」とありますが、その旨を明らかにした場合には、公表されることはなく、また質問者のみが回答を得られるという理解でよろしいでしょうか。その旨を明らかにしたにも関わらず、県の判断により公表又は質問者以外の他の応募者等に開示されることはないよう、ご対応をお願いします。	ご理解のとおりです。
291	30	3	2	2	2)					回答の公表	「募集要項に対する質問のうち県が必要と判断」とありますが、「県が不要」と判断した場合の回答をしないことは理解しますが、公平性を阻害しないために「質問」自体は公表されるという理解でよろしいでしょうか。	県が必要と判断した質問及び回答を公表することについて、公平性を阻害するものとは考えていません。
292	31	3	2	3	2)					回答の公表	回答については、「参加表明書を提出した者に対し、電磁的方法(いわゆるバーチャルデータルーム、以下「VDR」という。)等を通じて開示する。」とありますが、開示の対象には、協力会社および応募アドバイザーも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	31	3	2	3	2)					回答の公表	回答については、「参加表明書を提出した者に対し、電磁的方法(いわゆるバーチャルデータルーム、以下「VDR」という。)等を通じて開示する。」とありますが、第一次審査以降に参加表明する企業もあり得るため、募集要項と同様に、県のホームページに公表されてははいかがでしょうか。	原案のとおりとします。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
294	31	3	2	4	1)					質問の受付	質問に特殊な技術やノウハウが含まれる旨を連絡した場合で、ノウハウではないと県が判断した場合には、質問者に質問を取り下げる等の確認を頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	31	3	2	4	2)					回答の公表	「実施契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）に対する質問のうち県が必要と判断したもの」について回答を開示するようになっていますが、恣意的な運用とならない配慮をお願いします。	頂いた意見を参考に情報開示を進めます。
296	31	3	2	4	2)					回答の公表	回答については、「参加表明書を提出した者に対し、VDR等を通じて開示する。」とありますが、開示に対象には、協力会社および応募アドバイザーも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	31	3	2	4	2)					回答の公表	回答については、「参加表明書を提出した者に対し、VDR等を通じて開示する。」とありますが、第一次審査以降に参加表明する企業もあり得るため、募集要項と同様に、県のホームページに公表されてはいいのでしょうか。	原案のとおりとします。
298	32	3	2	5	3)					第一次審査結果の通知	第一次審査結果について、公表する予定はございますか。	社名を公表する予定はございません。
299	32	3	2	5						第一次審査	第一次審査を通過する応募企業またコンソーシアムの数に上限はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	32	3	2	6						第2次審査における開示資料等	県が本事業期間にわたり想定していた9個別事業ごとの改築に係る計画を作成されているという理解のもと、作成された計画についての、開示資料等の時期について、ご教示ください。	開示資料をご確認ください。
301	33	3	2	7	①					現場確認・資料閲覧	現場確認及び資料閲覧の期間は、具体的にどの程度の日数をお考えでしょうか。対象施設も多いため、十分な調査期間(例えば競争的対話の期間中は随時調査可能など)の設定をお願いします。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
302	33	3	2	7	①					現場確認・資料閲覧	応募者によって情報入手の機会に差異が生じないよう、競争の公平性に配慮した情報開示をお願いします。	頂いた意見を参考に情報開示を進めます。
303	33	3	2	7	①					現場確認・資料閲覧	現場確認施設をご教授ください。浄水場・処理場以外の主要施設（取水施設・ポンプ場・配水池）も対象となりますでしょうか。	浄水場・処理場以外の主要施設（取水施設・ポンプ場・配水池）も対象となります。詳細は、5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
304	33	3	2	7	①					現場確認・資料閲覧	COVID-19対応の観点から、現場確認の機会が相当制限されることを懸念しております。十分な現場確認の機会を提供することが困難な場合には、公平性確保の観点も踏まえてスケジュールの大幅な見直しがなされるという理解でよろしいでしょうか。	現時点において想定しておりませんが、今後の状況に応じて検討いたします。
305	33	3	2	7	②					意見交換の場の設定	意見交換について、公平な競争環境確保のため、運転管理業務など、現業務を受託している方々へのヒアリングの機会も設定いただけないでしょうか。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
306	33	3	2	7	②					意見交換の場の設定	「第二次審査参加者と県及び関係事業者との間での意見交換の場の設定」とあります。ここでいう「関係事業者」に該当する事業者についてご教示ください。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
307	33	3	2	7		①				現場確認・資料閲覧	第二次審査参加者ごとに複数回を予定、と記載ございますが、6月から12月の間におきまして、何月までの間に実施予定で、1回の訪問にどれぐらいの期間をいただけるかにつきまして、ご教示いただけませんかでしょうか。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
308	33	3	2	7		②				競争的対話等の実施	「第二次審査参加者ごとに複数回」とは、1応募事業者につき複数回の対話機会が与えられるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	33	3	2	7						競争的対話等の実施	競争的対話等には、代表企業、構成員の他に、協力会社および応募アドバイザーも参加できるとの理解でよろしいでしょうか。	協力会社は参加できません。
310	33	3	2	7						競争的対話の実施	第二次審査参加者と競争対話を行うとありますが、P28の表10では第二次参加者はいつまでに参加資格を提出するかご教示願います。	原則として第一次審査書類の受付期限までに提出する必要があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、期日までに用意することが困難となっている書類がある場合には、柔軟な対応を行いますので、提出期限の前にご相談ください。
311	33	3	2	7						競争的対話等の実施	「県は、参加資格確認の結果通知後、第二次審査書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者（以下「第二次審査参加者」という。）と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。」とされていますが、実施契約、要求水準等の調整（修正）が行われた場合、調整（修正）結果は、都度、速やかに公表されるとの認識でよろしいでしょうか。また、実施契約、要求水準等の調整（修正）結果の公表は、競争的対話の実施期間である令和2年6月～12月との認識でよろしいですか。	実施契約、要求水準等の調整（修正）が行われた場合、調整（修正）結果は、速やかに開示する予定です。
312	33	3	2	8	1)					第二次審査書類の受付	「県は、第二次審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある」とされていますが、追加質問の受付期間や提出方法、回答時期、回答方法について教示願います。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
313	34	3	2	8	1)					第二次審査	「1者以上の第二次審査参加者から第二次審査書類の提出がなかった場合…」の意味は、第二次審査書類の提出が1者いれば、特定事業の選定は継続するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	34	3	2	8	1)					第二次審査書類の受付	「1者以上の第二次審査参加者から第二次審査書類の提出がなかった場合、県は特定事業の選定を取り消す」とありますが、取り消された場合、その後はどのようになるのでしょうか。	お示しする予定はありません。
315	34	3	2	8	1)					第二次審査書類の受付	「提案に係るプレゼンテーション」とありますが、プレゼンテーションは審査の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおり、プレゼンテーションも提案審査に含まれます。
316	34	3	3	1						委員会による審査	「委員は今後変更される場合がある。」と記載されていますが、第一次審査通過後に、利害関係のある者が委員に追加された場合、すでに第一次審査を通過していれば、応募者は失格にならないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項3.4.1に記載のとおり、応募者と委員の間で利害関係が認められた場合であっても、当該応募者の応募を無効とするものではありません。
317	34	3	3	1						審査委員	評価に当たり、各項目毎に委員の得点の平均点を算出するとの理解ですが、採点は6名の委員により行われる（臨時委員は採点しない）という理解でよろしいでしょうか。	臨時委員につきましても委員と同様に審査及び評価を行います。
318	35	3	4	1	①					応募者の構成	応募者としてのコンソーシアムとは、法人格を有するものではなく、あくまで複数企業が1グループとして認知されるのみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
319	36	3	4	1	②					応募者の構成	「応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。」とありますが、協力会社や応募アドバイザーをどこまで記載するかは、応募者側の判断と考えてよろしいでしょうか。	予定されている協力会社と応募アドバイザーについては記載願います。 なお、提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないときには、応募の無効に該当する可能性があります。
320	36	3	4	1	②					応募者の構成	「役割等を明らかにする」とありますが、ここで示した役割は応募者を拘束しないという理解でよろしいでしょうか。	提案内容の履行義務については、募集要項に記載のとおりです。
321	36	3	4	1	②					応募者の構成	ここに示した協力会社やアドバイザー以外に県貸与資料等を開示して協力を求めることは守秘義務違反であるという理解でよろしいでしょうか。	様式集及び記載要領 様式1-2及び1-7に定める以外の方法により、守秘義務対象資料及び守秘義務対象資料（第二次）の全部又は一部を開示することは認められません。
322	36	3	4	1	⑤					応募者の構成	参加表明書提出の後、コンソーシアム構成員の脱落は原則として認めないとありますが、提案書の作成（事業条件の設定）が完了するまでは構成員各社の最終判断は不可能です。参加資格を保有する企業以外の脱落は認めていただけるようお願いいたします。	提案審査書類の評価を受けるには、応募企業及びコンソーシアム構成員の変更（脱落を含む。）後も、応募者の参加資格要件を維持する必要があります。応募企業及びコンソーシアム構成員の変更（脱落を含む。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議し、県が認めた場合は変更することが可能です。
323	36	3	4	1	⑤					応募者の構成	協力会社の変更(追加および脱落)については、応募者側の判断により可能で、貴県の許認可は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	36	3	4	1	⑤					応募者の参加資格条件 コンソーシアム構成員の追加	一次審査にて「協力企業」もしくは「応募アドバイザー」として申請した企業を、二次審査までの間に「コンソーシアム構成員」に変更することは認められますでしょうか。 (二次審査までの具体的提案検討の中で、各役割に応じ変更を検討することが予想されます。)	ご理解のとおりです。
325	36	3	4	1	⑤					応募者の構成	「構成員の脱落は原則として認めない」とありますが、それでもなお、変更を認めた場合に、公平性の確保の観点からその理由は本公募終了後に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	公表の予定はありません。
326	36	3	4	1	⑤					応募者の構成	参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降におけるコンソーシアム構成員の追加については、第二次審査書類の提出前までの間で適宜【様式5-2】コンソーシアム構成員変更願を提出することでお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	県がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限ります。
327	36	3	4	1	⑤					応募者の構成	参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降におけるコンソーシアム構成員を追加する場合、【様式5-2】コンソーシアム構成員変更願を提出するものと理解しておりますが、当該様式には協力会社の追加・脱退に関する欄はございません。第一次審査書類提出後、第二次審査書類の提出までに、協力会社が変更される場合の手続きの要否及び方法についてご教示ください。	様式集及び記載要領 様式3-3及び3-4をご確認ください。
328	36	3	4	1	⑤					応募者の構成	参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降におけるコンソーシアム構成員の追加については、当該箇所に記載のとおり、「第二次審査書類の提出前であって、かつコンソーシアム構成員として追加される者が、3.4.2の全ての要件を満たすとともに、当該コンソーシアム構成員の追加が3.4.1④に記載の条件を満たし」していれば、基本的にお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	県がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限ります。
329	36	3	4	1	⑤					応募者の構成	「その他、コンソーシアム構成員を変更」には前記の「コンソーシアム構成員の追加」は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	36	3	4	1	⑤					応募者の構成	【参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業及びコンソーシアム構成員の脱落は原則として認めない。】とありますが、協力会社及び応募アドバイザーは該当しない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	36	3	4	1	⑥					協力会社の重複参加	協力会社として参加する場合は、複数の応募者に重複して参加できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
332	36	3	4	1	⑥					応募者の構成	応募アドバイザーおよび協力企業は複数のコンソーシアムに参画することを妨げていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	36	3	4	1	⑥					応募者の構成	他の応募企業やコンソーシアム構成員が、本事業開始後に、義務事業、附帯事業又は任意事業に関わることを制限するものではないという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）及び実施契約書（案）をご確認ください。
334	36	3	4	1	⑦					応募者の構成	コンソーシアムを支配している者とは、コンソーシアム内での代表企業を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項において「コンソーシアムを支配している者」との記載はありません。
335	36	3	4	1						応募者の構成	「応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は新たに第三者に支配された場合は、県に速やかに通知しなければならない。」とありますが、ここでの「支配」とはどのような基準において判別を想定されているのでしょうか。	会社法第2条第3号及び第4号に規定する「支配」と同様の基準で判別することを想定しています。
336	36	3	4	2						応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	協力会社および応募アドバイザーは対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	38	3	4	2	⑦					応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	⑦において、宮城県から「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領・・・（中略）・・・に基づく指名停止を受けていない者であること」とありますが、どの時点あるいは期間において求められるのでしょうか。	応募者の参加資格要件を満たさない者が応募したときには、応募の無効に該当します。
338	38	3	4	2	⑦					応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	「宮城県から・・・指名停止を受けていないこと」とありますが、優先交渉権者選定の日までの期間に指名停止を受けていないこと、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし基本協定書（案）第5条2（4）において、指名停止を受けている者への本議決権株式の処分を禁じていることから、優先交渉権者構成員についても指名停止を受けていないことを要請するものです。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
339	38	3	4	2	⑦					応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	応募企業及び各コンソーシアム構成員について、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加登録業者又は宮城県建設工事入札参加登録業者である必要はないという理解でよろしいでしょうか。必要となる場合には、第二次審査書類の提出前に入札参加資格登録を行えばよろしいでしょうか。	宮城県の登録業者である必要はありません。
340	39	3	4	2	⑭					応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	『第一次審査書類提出時に、以下に示す業務を受託している者は、参加表明書提出に際しての誓約書を提出していること』の以下業務中には、上水道の点検業務は入っていますが、下水道については「管理及び運営に関する業務」となっておりますが、点検業務は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	⑭に列挙しているのは、県が委嘱している業務名称です。当該誓約書の提出が必要となるのは⑭に列挙された業務を直接受嘱している者（親会社を有する場合は当該親会社）となります。
341	39	3	4	2	⑭					誓約書	「第一次審査書類提出時に、以下に示す業務を受嘱している者（親会社を有する場合にあっては当該親会社）は、参加表明書提出に際しての誓約書を提出していること。」とありますが、示された業務を元請として受託している場合には誓約書の提出が必要で、元請企業からさらにその一部を再受託している場合には提出不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
342	39	3	4	2	⑭					第一次審査書類提出時に、以下に示す業務を受託している者	親会社を有する場合にあっては当該親会社が誓約書を提出すると記載がありますが子会社は誓約書の提出は必要無との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
343	39	3	4	2	⑭					応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	「第一次審査書類提出時に、以下に示す業務を受嘱している者（親会社を有する場合にあっては当該親会社）は、参加表明書提出に際しての誓約書を提出していること。」とありますが、示された業務を元請として受託している場合には誓約書の提出が必要で、元請企業からさらにその一部を再受託している場合には提出不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
344	39	3	4	3	①					応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	「元請として」とありますが、ここでの「元請」の定義をご教示ください。	実績要件として掲げられている運転管理業務の発注者と直接契約を締結の上、かかる契約に基づき当該運転管理業務を自ら又は下請業者を使用して実施していることを指します。
345	39	3	4	3	①					応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	第三セクターからの請負業務は「元請」として認められるでしょうか。	認めます。
346	39	3	4	3						応募者に求められる実績要件	応募者に求められる実績要件は、国内実績に限られないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	39	3	4	3						応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	「同一施設で連続して3年以上」について、会社分割（吸収分割）による事業承継を行っている場合、承継前後の履行期間を通算して3年以上あれば、実績としてお認め頂けますでしょうか。 例えば、A社（親会社）が該当施設での運転管理業務（3年契約のうち）1年を履行、当該業務委託の契約期間中にA社からB社（A社の子会社）へ会社分割（吸収分割）による事業承継を行い、契約期間残りの2年間はB社が当該運転管理業務を履行した場合、B社における運転管理業務の実績としては、承継前後の履行期間を通算した3年としてお認め頂けますでしょうか。 なお、令和2年2月20日公表の「実施方針への民間事業者からの質問への回答」（番号468）においては、同様の質問に対して、「会社分割（吸収分割）による事業承継を行っている場合、承継前後の履行期間を通算することは認める方針です」とご回答いただいておりますが、念のため確認するものです。	ご理解のとおりです。
348	40	3	5	1						基本協定の締結	「県は、基本協定書(案)の修正には、原則として応じない」とありますが、例外として応じる場合をご教示ください。（少なくとも競争的対話に基づく修正の可能性はあるものと認識しております）。	実施契約書（案）と同様に、競争的対話を踏まえ、必要に応じて基本協定書（案）の調整を行うことを妨げるものではございません。
349	40	3	5	1						基本協定の締結	県は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない、との記載がございますが、修正に応じていただくことは可能か、また可能な場合はどのような場合に修正に応じていただけるかご教示ください。	実施契約書（案）と同様に、競争的対話を踏まえ、必要に応じて基本協定書（案）の調整を行うことを妨げるものではございません。
350	40	3	5	2						SPCの設立	「速やかに」とは具体的にどのくらいの期間でしょうか	基本協定の締結後、令和3年3月中に行っていただくことを想定しています。
351	40	3	5	3						優先交渉権者による運営準備行為	運営開始に向けた準備行為としての現地調査を実施できるとありますが、現維持管理受託者の業務を妨げることがなく、貴県の承諾が得られれば、優先交渉権者は自由に現地調査を行うことができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
352	40	3	5	4						水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続	「SPCは、県が行う水道施設運営権の設定に係る許可取得の手続に協力する」とありますが、運営権者への費用負担は想定されていますでしょうか。	運営権者に追加の費用負担を求めることは想定していません。
353	41	3	5	4						水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続	SPCは、県が行う（省略）許可取得の手続きに協力するものとする。」とありますが、当該費用（人的費用も含む）を予め見込めるよう、負担対象となる協力について具体的にご教示ください。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
354	41	3	5	6						実施契約の締結	「県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない」との記載があり、30ページの3.2.7競争的対話等の実施においては、「競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う」との記載がありますが、要求水準の修正は状況に応じて行われるという理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）と同様に、競争的対話を踏まえ、必要に応じて要求水準書（案）の調整を行うことを妨げるものではございません。
355	41	3	5	6						実施契約の締結	「県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない」とあるが、優先交渉権者選定後は、基本協定に基づく実施契約書の条件について協議をすることが原則出来ないという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定後に実施契約書（案）の基本事項を修正することは、事業者選定の公平性を失いかねないため、原則として行いません。ただし、附帯事業又は任意事業等、運営権者の提案により定まる事項については、協議の上、実施契約書に反映することとなります。
356	41	3	5	6						実施契約の締結	「県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない」とありますが、実施契約書（案）のうち、競争的対話において調整しきれていない事項等については、修正協議に応じて頂きたいと考えます。	優先交渉権者選定後に実施契約書（案）の基本事項を修正することは、事業者選定の公平性を失いかねないため、原則として行いません。ただし、附帯事業又は任意事業等、運営権者の提案により定まる事項については、協議の上、実施契約書に反映することとなります。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
357	41	3	5	6						実施契約の締結	県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない、との記載がございますが、修正に応じていただくことは可能か、また可能な場合はどのような場合に修正に応じていただけるかご教示ください。	優先交渉権者選定後に実施契約書（案）の基本事項を修正することは、事業者選定の公平性を失いかねないため、原則として行いません。ただし、附帯事業又は任意事業等、運営権者の提案により定まる事項については、協議の上、実施契約書に反映することとなります。
358	41	3	5	7						運営権者譲渡対象資産	運営権者譲渡対象資産にはどのようなものがありますか？おおよそ、どの程度の資産額を想定していますか？	開示資料をご確認ください。
359	41	3	5	7						運営権者譲渡対象資産の譲受に関わる予定価格	運営権者譲渡対象資産の譲受に関わる予定価格は、いつ頃公表されますでしょうか。	開示資料をご確認ください。
360	41	3	5	7						運営権者譲渡対象資産の譲受	出資金の額に影響するため、運営権者譲渡対象資産の予定価格についてご教示ください。また、運営権者譲渡対象資産の取得に係る費用は、運営権者提案額にあらかじめ含めるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、開示資料をご確認ください。後段について、運営権者譲渡対象資産の取得費用は運営権者提案額とは別になります。
361	41	3	5	7						運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権者譲渡対象資産の内容詳細についてご教示ください。また、運営権者が譲り受ける対象資産については、県と運営権者で協議できるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、開示資料をご確認ください。後段について、協議は予定しておりません。
362	42	3	6	1	5)					本公募状況の取扱	「公表しない」とありますが、公表しない範囲をご教示ください。宮城県議会にも公表しないという理解でよろしいでしょうか。	公募の状況については、客観性及び公平性を担保するため、宮城県議会も含め公表しません。
363	42	3	6	3	1)					著作権	「本事業等の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。）を無償で使用できるものとする。」とありますが、使用前に応募者への確認があることが前提と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	42	3	6	3	3)					提案書類の公開について	公表された場合に、応募者自身の権利や、競争上の地位等が害されるおそれのある内容は、その旨を明らかにすることあります。これらの内容は、当該の連絡を県へ行うことによって公表範囲から除外されることを明記願います。	宮城県情報公開条例に基づくことから、原案のとおりとします。
365	43	3	6	3	3)					提案書類の公開について	「正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる場合はその旨を明らかにすること。」とあるが、その旨を明らかにするのは、情報開示請求のタイミングと言う理解でよいでしょうか。また、提案書類内にてその旨の記載が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。後段につきましては必要ございません。
366	44	3	6	5	⑧					県職員	県の許可なく接触してはいけない県職員とは企業局の県職員だけですか？宮城県の県職員全体ですか？	募集要項3.6.5の「⑧県の許可なく、本事業等の選定に関し、県職員又は公募アドバイザーに接触したとき」の県職員は、宮城県の県職員全体を指します。ただし、みやぎ型管理運営方式以外の業務の遂行を妨げるものではありません。
367	45	4	1	1						県の契約等の承継	運営権者に引き継がれる契約をご教示ください。	5月に開示予定の開示資料及び第二次審査において開示予定の開示資料をご確認ください。
368	45	4	1	2						県が実施する業務への協力	注釈67に運営権者の追加の費用負担を求めるものではないと示されておりますが、運営権者の人件費（協力に伴う人員の動員など）も含め費用負担が無いとの理解でよろしいでしょうか。	追加の人工が必要となるような費用負担はないとご理解下さい。
369	45	4	1	2						県が実施する業務への協力	3事業における管路等に係る県の実施業務に運営権者が協力したことに伴い、当該県の実施業務の実施期間中の水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金収入が休止するような要請は想定していますでしょうか。	現時点では想定していません。
370	45	4	1	2						県が実施する業務への協力	県から要請があった場合、運営権者は県に協力するものとするが、運営権者に追加の費用負担を求めるものではないとありますが、運営権者に何かしらの費用が発生する事が想定されますので、例えば関連業務の一環として県から実費精算頂く事を実施契約に明記頂けるようお願い致します。	原案のとおりとします。
371	45	4	1	2						県が実施する業務への協力	運営権者は県に協力するものとなり、運営権者に追加の費用負担を求めるものではないとのことですが、追加の費用負担のない協力とはどのようなものでしょうか。また、人員協力をする場合、人件費負担の追加とは見做されないでしょうか。	通常オペレーション業務の範疇であり、運営権者に何らかの業務負担を求めるものではなく、人員協力においても追加の人工が必要となるような費用負担はないとご理解下さい。
372	45	4	1	2						県が実施する業務への協力	具体的にどのような協力が想定されるのか、現在の運営委託業者がどのような協力を実施してきたのかご教示ください。また、当該協力に関する運営権者と県の責任分担についてご教示ください。	管路等、県所掌工事（漏水復旧含む）に際し、運転管理（送水）上の調整が必要な場合があることから、その場合の協力を求めるものです。送水再開時の運転操作上の過失は運営権者の負担となります。
373	45	4	1	2						県が実施する業務への協力	当該協力の為に、本事業の運営を一時停止する可能性があるのかご教示ください。	協力を目的とした運営停止は想定していません。ただし、県所掌業務（漏水復旧を含む管路工事等）のために送水停止となる場合は想定され、送水再開に際し協力を求めることとなります。
374	45	4	1	2						県が実施する業務への協力	「～県から要請があった場合は、運営権者は県に協力するものとする。」とありますが、協力の要請内容について、協議の機会があることが前提と考えてよろしいでしょうか。また、施設への出入りについても、相互確認があることが前提との理解でよろしいでしょうか。	協力要請は、管路等、県所掌工事（漏水復旧含む）に際し、運転管理（送水）上の調整が必要な場合を想定しているため、協議は想定していません。施設への出入りについては、都度確認は想定していません。
375	45	4	1	2						県が実施する業務への協力	脚注67において「運営権者に追加の費用負担を求めるものではない」と規定されていますが、追加の費用負担が発生した場合、その費用は県に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	通常オペレーション業務の範疇であり、追加の費用負担が発生するような協力を求める予定はありません。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
376	45	4	1	3						姥ヶ懐調整池	姥ヶ懐調整池は、仙台系給水と名取系給水の連絡管に資するものと考えますが、その点検維持管理費用も運営権者が負担するものですか？その費用はどの程度を想定していますか？	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、開示資料等より応募者にてご判断ください。
377	45	4	1	3						県が実施する施設の統廃合等	中峰浄水場に係わる維持管理費用の増額について、想定している増額内訳についてご教示ください。	更新費用の抑制の程度により異なりますので、特段の想定はしていません。
378	45	4	1	3						県が実施する施設の統廃合等	仙台北部工業用水道事業の濁度低減処理施設、および仙南・仙塩広域水道水供給事業における姥ヶ懐調整池については県が今後供用する運営権設定施設と理解しています。上記2つの施設の供用が遅れ、運営権者の維持管理業務に支障が出た場合または追加コストが発生した場合、県に責任を求めることは可能でしょうか。	実施契約書（案）をご確認ください。
379	45	4	1	3						濁度低減処理施設	仙台北部工業用水道事業における令和2年工事完了予定の濁度低減処理施設は、仙台北部工業用水全体の水質を高めるものと認識していますが、1工場のみで浄水供給している衡東浄水場の運転も継続するのでしょうか？その場合、衡東浄水場のみならず、新設の濁度低減処理施設の運転費用も運営権者が負担するのでしょうか？なお、p52の主な運営権設定対象施設の立地リスト（工業用水道事業）には、衡東浄水場が入っていません。	衡東浄水場は、本事業の対象範囲外としております。
380	45	4	1	3						中峰浄水場	中峰浄水場は本事業終了後に休止予定とありますが、本事業期間中に休止を前倒する可能性はありますか？	現時点では想定していません。
381	45	4	1	3						県が実施する施設の統廃合等	「今後の水需要の見直しによっては、県が施設の統廃合等を実施する可能性がある」とありますが、県の考え方含め可能性のあるものをご開示ください。	現時点で想定しているものはありません。
382	45	4	1	3						県が実施する施設の統廃合等	今後の水需要の見直しによっては、県が施設の統廃合等を実施する可能性がある、との記載がございますが、実施契約書（案）の記載では、中峰浄水場の休止の可能性が本事業終了前に実施される可能性があるように読み取れます。その場合、大崎広域水道用水供給事業の事業用資産のうち、対象の施設の契約を一部解除という形にすることは可能でしょうか。	契約の一部解除ではなく、要求水準を変更することとなります。
383	46	4	1	3						応募者からの施設の統廃合提案	運営権者の業務範囲内で対応できる施設の統廃合は、提案を受け付けていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
384	46	4	1	3						県が実施する施設の統廃合	施設の統廃合を除くダウンサイジングについては、応募者からの提案を受け付けるとあります。ダウンサイジングが認められる水準（設備容量や考え方）を示してください。	特段の基準は設けておりません。
385	46	4	1	3						県が実施する施設の統廃合等	『施設の統廃合を除くダウンサイジング』とは、適正な管理の継続を前提に、需要の減少、技術革新等により、機械設備・電気設備の出力及び消費エネルギー量を抑制する又は不要な工程及び設備を撤去することを指すと考えてよろしいでしょうか。また、この場合、施設の処理能力の低下が伴うことも容認すると考えてよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
386	46	4	1	3						県が実施する施設の統廃合等	「ダウンサイジングについては～提案を受け付ける」とありますが、応募者がダウンサイジングの提案し、それを県が受け入れない場合もあり得るという理解でよろしいでしょうか。また、その場合の改築計画等の履行義務の扱いはどのようになるのでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
387	46	4	1	4						下水汚泥の処理	「応募者は他の方法で汚泥処理を行うことを…。なお、…汚泥燃料化施設の使用を継続しても構わない」とありますが、他の方法で行う汚泥処理を行う場合に要する新たな施設の建設費又は継続で使用する場合の相当額が予想される定期点検に要する費用は、貴県が本事業開始前に想定していた事業費に含まれているのでしょうか。	継続する場合に予想される定期点検に要する費用は、県が本事業開始前に想定していた事業費に含まれています。
388	46	4	1	4						下水汚泥の処理	「汚泥燃料化施設の使用を継続しても構わない」とありますが、継続する場合の運用費用（人件費、ユーティリティ、修繕費、改築費等）は本事業とは別途に費用を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	継続する場合の運用費用は運営権者提案額に含めてください。
389	46	4	1	5						指定廃棄物の管理	南部山浄水場内に保管されている指定廃棄物（浄水発生土）に関して、現状の保管数量および事業開始以降の保管見込数量をご教示ください。	開示資料をご確認ください。
390	46	4	1	5						指定廃棄物の管理	南部山浄水場内に保管されている指定廃棄物（浄水発生土）に関して、事業開始以降その数量が増加する場合に、これに伴う事業運営への影響に関して、SPCの負担費用は県に請求できるという理解でよろしいでしょうか。	南部山浄水場内に保管されている指定廃棄物（浄水発生土）に関して、運営権者における費用負担は想定していません。
391	46	4	1	5						指定廃棄物の管理	南部山浄水場内に保管されている指定廃棄物（浄水発生土）に関して、事業開始日以降においても県が管理を行う旨の記載がありますが、SPCは当該指定廃棄物の管理には関与しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
392	46	4	1	5						指定廃棄物の管理	指定廃棄物の管理は貴県にて行うとありますが、指定廃棄物の管理上、運営権者にて行う業務（協力）はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	46	4	2							リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	「実施契約等に特段の定めのない限り、本事業等に係るリスクは運営権者が負うものとする。」とありますが、原則は運営権者に帰責事由がある場合としてください。	実施契約書（案）をご確認ください。
394	46	4	3	1						水道用水供給事業	「市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守する」とありますが、受水地点に至るまで、県が管理する管路があるため、この順守義務は受諾しかねます。	原案のとおりとします。詳細は要求水準書（案）をご確認ください。
395	46	4	3	1						対象事業におけるサービスの水準 水道用水供給事業	市町村の各受水地点を水量水質の遵守地点と設定されています。事業者の管理範囲外の設備異常（定常時には発生しないトラブル）によって、当該要求水準の遵守が難しくなった場合、その責任は所掌外と考えます。	管路等、県所掌業務を起因とする場合は県の責任となります。詳細は要求水準書（案）をご確認ください。
396	46	4	3	1						水道用水供給事業	「運営権者は、県及び受水市町村と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設等の維持管理を行い、市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守するものとする。」とありますが、県が実施する管路等の工事等に起因して水量・水質が達成できない場合は、県がその責任を負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は要求水準書（案）をご確認ください。
397	46	4	3							対象事業におけるサービスの水準	水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業のいずれも、「運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。」とありますが、不可抗力であり、「運営権者は貴県と連携して対応する」等の表現が適切ではないでしょうか。	原案のとおりとします。

番号	頁	章	節	項	目	細目1	細目2	細目3	細目4	項目	内容	回答
398	46	4	3							対象事業におけるサービスの水準	不可抗力事象が生じた場合の対応に関連してご質問させていただきます。災害時の自治体間の協力に関して、かかる協力を本事業についても受けられるか、現在の貴県のご想定をご教示ください。	災害時の自治体間の協力に関しては、県から他自治体に要請を行います。要請内容については個別の状況によって判断致します。
399	46	4	3							対象事業におけるサービスの水準	不可抗力事象が生じた場合の対応に関連してご質問させていただきます。災害時の自治体間の協力に関して、かかる協力を水道運営事業者として協力する必要があるのか、現在の貴県のご想定をご教示ください。	災害時の自治体間の協力に関しては、県が実施することから、運営権者が協力する義務はございません。
400	47	4	5							要求水準違反時のペナルティ	任意事業については、優先交渉権者選定基準5.2.6「任意事業の考え方及び提案」において「実施義務を負わないこととする。」とされていることから、県の承認を受けた任意事業を本事業期間において実施しないこととなった場合においても、ペナルティ等は課されず、また実施契約書上の義務違反に当たらないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
401	47	4	5							要求水準違反時のペナルティ	任意事業については、モニタリング基本計画書（案）3.1.1「措置」にある「表3-1 要求水準違反レベル別の事象」において対象となっていないことから、モニタリング基本計画書（案）第3、「契約内容の遵守状況に応じた措置」の対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
402	48	4	6							保険	事業費全体の抑制をはかるため、二重投資を避けるうえでも、県が付保する保険についてご教示ください。	5月に開示予定の開示資料をご確認ください。
403	48	4	7	1						運営権の処分	運営権の処分にあたっては県議会の議決を経て県の承認を取得しなければならないとあるが、どのような要件、提出物が求められ、申請から承認取得までどれほどの時間を要するのでしょうか？	承認ではなく許可が必要です。 許可要件は、PFI法第26条第3項の規定のとおり（「同法第9条各号の欠格事由に該当しないこと」及び「実施方針に照らして適切なものであること」）であり、その確認のため必要に応じて書類の提出を求めます。 申請から許可取得までの期間については、許可に先立ち水道法第31条に基づく厚生労働大臣への協議及び県議会の議決が必要となることから、少なくとも数ヶ月を要すると想定されます。
404	48	4	7	1						運営権の処分	9個別事業のそれぞれについて、募集要項7頁2.1.5-1）（運営権の設定）表1（設定する運営権）において、運営権の設定対象から除外されている事業用資産が行政財産（地方自治法第238条第4項）に分類される県の公有財産であるとの理解が正しいことを前提とした場合、これらの運営権の設定対象から除外された事業用資産については、行政財産への私権の設定の禁止（地方自治法第238条の4第1項）との関係で、運営権者が本事業等の実施に要する資金の調達先である金融機関等からの借入のための担保権の設定を行うことができないとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者は、事業用資産について処分権原を有しておりませんので、行政財産への私権の設定禁止とは関係なく、担保権の設定はできません。
405	49	4	7	2	2)					議決権株式の新規発行及び処分	予め処分先として認められたもの以外の第三者に対して処分を行おうとするときは県の事前の承認を受ける必要があるが、どのような処分先（同業者もしくは金融機関等も含むのか等）であれば承認先と検討しうるので、ご教授頂けますでしょうか？	状況に応じて個別に判断します。
406	54	5	1	3						流域下水道事業の施設	吉田川流域下水道事業の事業用資産のうち、排水施設の大和・富谷ポンプ場に関しては注釈に「建物を除く」という記載がありますが、どういった意図でしょうか。	大和・富谷ポンプ場の建物については、大和町が所有者であることから、運営権が及ばない旨を明確にする趣旨です。
407	54	5	2							土地の使用に関する事項	本事業用地の内、遊休地への施設建設は可能でしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
408	55	6	2							疑義が生じた場合の措置	実施契約の解釈に疑義が生じた場合は、県および運営権者が協議し、必要に応じて（仮称）経営審査委員会に意見を求めるとありますが、経営審査委員会は両者から独立した第三者の委員から構成される委員会でしょうか。あるいは県の職員が委員になることも想定され得るでしょうか。	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
409	57	8	2							財政上及び金融上の支援について	「運営権者が本事業等を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。」とありますが、新技術等の実証検討などに関し、経産省・厚生労働省・国土交通省やNEDO等の補助制度を活用したい場合も、県の支援の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	状況に応じて個別に判断します。
410	別紙1-1									附設に伴う土木・建築工事	附設に伴う土木構造物や建築物の設置は、事業者の責任で実施すれば、提案は可能との理解でよろしいでしょうか	第二次審査における競争的対話等でご確認ください。

※重複する質問については、統合しています。